

平成20年9月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成20年9月29日～30日

場 所 第2委員会室

平成20年 9月29日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第17号 国土利用計画（宮崎県計画）の変更について
- 請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願
- 請願第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願
- 請願第7号 串間土木事務所存続に関する請願
- 請願第10号 郵政民営化法の見直しに関する請願
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成20年地価調査結果の概要について
 - ・元気な集落づくりに取り組む集落に対する「新たな呼称」募集結果等について
 - ・職務に関する不当な働きかけ取扱要領の改正について
 - ・平成19年度決算見込みにおける健全化判断比率（暫定値）等について

- ・平成20年 9月台風第13号による被害状況について
- ・平成19年度市町村普通会計決算及び健全化判断比率等（暫定値）について

出席委員（9人）

| | |
|-------|--------|
| 委員 長 | 外山 衛 |
| 副委員 長 | 新見 昌安 |
| 委員 | 米良 政美 |
| 委員 | 中村 幸一 |
| 委員 | 黒木 寛市 |
| 委員 | 中野 一則 |
| 委員 | 中野 廣明 |
| 委員 | 鳥飼 謙二 |
| 委員 | 井上 紀代子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

| | |
|---------------------|--------|
| 県民政策部長 | 丸山 文民 |
| 県民政策部次長 （政策担当） | 渡邊 亮一 |
| 県民政策部次長 （県民生活担当） | 宮田 廣志 |
| 部参事兼総合政策課長 | 土持 正弘 |
| 部参事兼秘書広報課長 | 緒方 哲 |
| 統計調査課課長補佐 | 宮島 一成 |
| 総合交通課長 | 渋谷 弘二 |
| 生活・協働・男女参画課長 | 高原 みゆき |
| 文化文教・国際課長 | 福村 英明 |
| 人権同和対策課長 | 酒井 勇 |
| 情報政策課長 | 渡邊 靖之 |
| 中山間・地域対策室長 | 後沢 彰宏 |
| 広報企画監 | 亀田 博昭 |

総務部

総務部長 山下健次
総務部次長 吉瀬和明
(総務・職員担当)
総務部次長 稲用博美
(財務・市町村担当)
危機管理局長 後藤厚一
部参事兼総務課長 馬原日出人
部参事兼人事課長 岡村巖
行政経営課長 加藤裕彦
財政課長 西野博之
税務課長 後藤文雄
市町村課長 四本孝
市町村合併支援室長 坂本義弘
総務事務センター課長 柄本寛
危機管理課長 武田久雄
消防保安課長 川野直記

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田渉
議事課主査 湯地正仁

○外山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますけれども、今回、議案及び報告事項がない部局につきましては、待機ということで考えております。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案並びに報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○丸山県民政策部長 まず、お礼を申し上げます。外山委員長、新見副委員長、それから各委員の皆様におかれましては、先月26日から28日にかけて鳥取と島根両県の関係施設等を調査いただきまして、ありがとうございました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

それでは、初めに、今回提出いたしておらず議案について説明をさせていただきます。

県民政策部から提出している議案は、議案第1号外2件であります。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。お手元の委員会資料の1ページをお開き願いたいと思います。平成20年度9月補正予算の総括表をつけております。これにより説明をさせていただきます。県民政策部の今回の補正額は1,701万円の増額であります。これは、国庫補助や委託の決定に伴う補正のほか、旅券窓口増設に係る経費を計上しているものであります。この結果、県民政策部の一般会計予算額は99億6,000万4,000円となりまして、開発事業特別資金特別会計を合わせました総額は99億9,590万9,000円となります。

次に、平成20年度9月定例県議会提出議案の議案第8号のインデックスのところ、ページと言いますと25ページをお開きください。議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する

条例の一部を改正する条例」であります。これは、いわゆる公益法人制度改革によりまして、300余の関係諸法が改正をされまして、本年12月1日に施行されることとなっておりますが、このうち特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、これを引用している条例の規定について所要の改正を行うものであります。

続きまして、47ページ、議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」であります。国土利用計画（宮崎県計画）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき策定する県土利用に関する長期計画であります。現在、第三次計画まで策定をしておりますが、都道府県計画の基本計画となる全国計画が第四次計画に変更されたことから、県の計画につきましても、第四次計画へ変更するものであります。なお、第四次計画（案）につきましては、議案別冊としてお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、議案の詳細の説明につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

それから、その他の報告事項であります。再度お手元の委員会資料を1枚めくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。IV以下が報告事項となっております。

まず、平成20年地価調査結果の概要についてであります。この調査は、毎年、県において実施をしているもので、先日、国及び各都道府県におきまして、一斉に公表されたところであります。本日はその概要について御報告いたします。

次に、元気な集落づくりに取り組む集落に対する「新たな呼称」についてであります。本年6月12日から8月31日まで募集をいたしました。その結果について報告をさせていただきます。

なお、これらの報告事項につきましても、詳細について担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、資料は用意しておりませんが、国際定期便宮崎—ソウル線についてであります。この路線につきましては、冬の時期に韓国からの利用者が増加することから、アジアナ航空に対して増便を働きかけてまいりました。その結果、来月10月26日から来年3月28日までの間、冬期のスケジュールですけれども、週3便から週5便へ増便されることが決定いたしましたので、報告をさせていただきます。県といたしましては、6月に開設しました台北—宮崎線とともに、一層の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○土持総合政策課長 それでは、総合政策課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の9月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。総合政策課の補正予算でございますが、総額で1,497万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、総合政策課の補正後の予算総額でございますが、12億8,804万8,000円となります。補正の内容でございますが、5ページをお開きいただきたいと思っております。今回お願いしておりますのは、⑩広域ブロック自立施策推進調査事業と水力発電施設周辺地域対策事業の2つの事業でございます。私のほうからは、⑩広域ブロック自立施策推進調査事業について御説明をいたします。

別冊で配付しております委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。まず、(1)の事業目的でございますけれども、国におきま

しては、ことし7月に国土形成計画の全国計画が策定をされまして、現在、九州ブロック計画の策定作業が進められているところでございます。その中では、自立可能な市町村圏の確立、これから迎える本格的な少子高齢・人口減少時代への対応が重要課題となっております。このことは本県においても同様でございますことから、これらの課題について調査研究を行いますとともに、今後も、豊かさと活気、活力を維持できる仕組みについて検討を行おうとするものでございます。

次に、(2)の事業内容でございますが、①から⑤に掲げておりますとおり、地方拠点都市地域別の人口移動の実態把握やブロック別の将来推計、自立可能な市町村圏の確立に向けた検討などを行うことといたしております。なお、調査検討を進めるに当たりましては、県北と都城の2つの圏域において圏域内の市町村も参加した検討会議を設置いたしまして、十分意見交換を行うことといたしております。

次に、(3)の予算額でございますが、1,091万9,000円をお願いしております。財源といたしましては、国からの委託調査という形になっておりますので、全額国費で賄われることとなっております。

次に、(4)の事業効果でございますが、①に記載しておりますように、少子高齢・人口減少時代にあっても、必要な生活機能や都市機能、こういったものを提供し、豊かさと活気を維持できる本県の姿を示すということ、それから②でございますが、現在の地域ブロックにおいてもフルセットの機能整備が困難な中であって、中心市の機能強化と周辺市町村との連携による新しい県土形成のあり方を明示することができるということを考えております。

なお、水力発電施設周辺地域対策事業につきましては、その他の報告事項とあわせまして、中山間・地域対策室長から説明させていただきます。私からは以上でございます。

○後沢中山間・地域対策室長 電源立地地域対策交付金について、補正予算の概要を御説明させていただきます。

資料の4ページとなっております。まず、事業について御説明いたします。この事業は、(1)に書いてございますとおり、水力発電施設等の所在する市町村に対しまして、公共施設等を整備するための交付金を交付し、地域住民の福祉の向上を図るとともに、発電用施設周辺の公共施設の整備促進を図るものでございます。

(2)の交付対象市町村でございますけれども、運転開始後15年以上経過している水力発電施設等が所在する市町村に対しまして、国から県を通じて交付されるものでございまして、全額国費で賄われるものでございます。本県では、宮崎市ほか17市町村が交付の対象となっております。

交付金額の算定でございますけれども、当該市町村に所在する水力発電施設等に応じて算出した年間評価発電電力量、年間どれだけの電力を発電するかということでございますが、これに1キロワットアワー当たり7.5銭を乗じた金額を上限額として交付されるものでございます。

今回補正をお願いする金額でございますけれども、(4)の表にお示ししているとおり、補正前予算額2億274万3,000円に対しまして、406万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は2億680万3,000円でございます。

補正の理由でございます。(5)に示してございますけれども、平成5年1月に九州電力が新設した木城町の川原発電所が運転開始後15年を

経過いたしまして、交付対象施設となり、木城町に対する国の交付金額が増額になりましたため、今回補正をお願いするというものでございます。説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号について御説明させていただきます。

資料は委員会説明資料の8ページでございます。「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」でございます。まず、国土利用計画の概要を示しておりますけれども、この計画の目的等についてでございますが、国土利用計画法に基づき策定される計画でございます。国土利用に関する長期的な計画やビジョン、基本理念を示すものでございます。

体系としまして、③に書いてございますけれども、全国計画、都道府県計画、市町村計画の3層構造になっておりまして、都道府県計画は、全国計画を基本として策定することになっております。

県計画策定の手続を⑤に書いてございます。国土利用計画法第7条に規定されておりますが、国土利用計画審議会や市町村長の御意見を伺いながら、最終的に県議会の議決をいただいて決定されるということになっております。全国計画が平成20年7月4日に閣議決定されたので、今議会に提出させていただいているところでございます。

続きまして、9ページをごらんください。国土利用計画の概要について書かれてございます。まず、今回、第四次計画策定をなぜするのかという理由でございますけれども、現行計画、三次計画でございますが、こちらの目標年次が平成17年であること、県計画の基本となる全国計画が7月に改定されたことから第四次計画を策定するという御理解いただきたいと思

います。

これまでの全国計画と県計画の策定状況や第四次県計画の策定の経緯につきまして、資料のほうに記載しております。

第四次計画の主な特徴でございますが、10ページ、11ページにわたりまして、概要をまとめてございますので、そちらに沿って御説明をさせていただきます。まず、県土の利用に関する基本構想というものを書いてございます。初めに、（1）としまして県土利用の基本方針を書いてございます。アの基本理念として、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を基本理念として掲げてございます。次に、イの県土利用をめぐる基本的条件の変化でございます。人口、経済社会では、人口減少と急速な高齢化など、県土の利用、質的側面では、災害の増加、被害の甚大化など、人と土地との関係では、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関連する状況が生じていることなどの条件変化を示しているところでございます。これらを踏まえまして、ウの本計画における課題としまして、大きな主題としまして、よりよい状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土管理」が必要だということを示しております。その対応としまして、土地需要の量的調整では、都市的土地利用や自然的土地利用の方向性などを示してはございますが、土地利用の量的調整が必要だということ、県土利用の質的向上では、減災などの災害リスクを考慮した県土管理を行う必要があるということ、次に、県土利用の総合的なマネジメントが必要だと、地域において県土利用の基本的な考え方について合意形成を図ることが必要なことなどを掲げているところでございます。

次に、（2）の地域類型別の基本方向でございます。こちらでは県土を都市、農山漁村、自然

維持地域の3つの地域類型に分けて、それぞれの基本方向を示しております。

(3)の利用区分別の基本方向におきまして、県土をさらに農用地、森林など12の利用区分に分けてそれぞれの基本方向を示しております。

(2)、(3)を通じまして、県土の保全や、低・未利用地の再生や再利用、適切な管理といった表現が特徴的に使われておりまして、本県が目指しますのは、新たな開発を抑えて既存用地を持続的に利用する、あるいは低・未利用地の再利用を優先するといった基本方向を示しているところでございます。

次に、11ページをごらんください。県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要であります。第四次計画では、目標年次を平成29年としております。平成29年の目標を定めておりまして、例えば農用地につきましては、道路や宅地等への転換が一定程度進むということが想定されますので、6万7,000ヘクタール、平成17年比で4.9%減というふうに見込んでおります。

次に、2に掲げる目標を達成するために必要な措置の概要について書いてございます。(1)の公共の福祉の優先から(10)指標の活用まで掲げておりますが、第四次計画の特徴といたしましては、(5)の環境の保全と美しい県土の形成のところで、アの環境負荷の低減として低炭素社会の構築を掲げたこと、カの総合的な土砂管理の推進の項目を追加したこと、(7)の土地の有効利用の促進では、アの農用地のところに、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入を掲げたこと、クの低・未利用地に、新たな土地需要には低・未利用地を優先的に再利用することを掲げたこと、(8)の県土の県民的経営の推進の項目を追加して、多様な主体が県

土の管理に参画していくことにつくられていくことを明らかにしたことであります。(10)指標の活用では、計画策定よりおおむね5年後に総合的な点検を行うということを新たに記述したことであります。

議案第17号についての説明は以上でございます。

引き続きまして、その他報告事項について説明をさせていただきます。

2点ございますけれども、まず初めが平成20年地価調査結果の概要についてでございます。

資料は12ページでございます。去る9月19日にことしの地価調査結果を公表いたしましたので、その概要を載せたところでございます。まず、地価調査の目的でございますけれども、一般の土地取引価格の指標として役立てていただくことなどを目的として、毎年1回、基準地の価格を調査するものでございます。

次に、基準地数でございます。地価調査の調査地点を基準地と呼んでいるわけでございますけれども、ことしは県内30市町村の295地点について調査を行いました。基準地数の内訳は、お手元の資料のとおりでございますが、住宅地145地点、商業地61地点などとなっております。

次に、価格判定基準日でございます。毎年7月1日を基準日として価格を判定しております。

次に、平均価格及び平均変動率でございます。基準地の価格の平均値をあらわす平均価格と、前年からの継続調査地点の変動率の平均をあらわす平均変動率を表にしたものでございます。まず、住宅地の欄をごらんください。住宅地の平均価格は1平米当たり2万8,300円、平均変動率はマイナス0.9%で、前年と同じ下落率となっております。次に、商業地の欄でございますけれども、商業地の平均価格は1平米当たり5

万4,400円、平均変動率はマイナス2.7%で、前年よりわずかに下落率が縮小しております。住宅地、商業地以外の欄も見ていただきますと、すべての区分で平均変動率がマイナスという状況でございます。

次に、13ページでございますが、価格指数の推移をお示ししております。全国と本県の住宅地と商業地につきまして、昭和60年を100としたときの価格指数をグラフ化したものであります。まず、住宅地ですけれども、全国は平成3年をピークといたしまして、いわゆるバブル崩壊に伴って平成4年以降17年連続で下落が続いております。これに対しまして、本県、実線のグラフになっておりますが、平成11年までは緩やかな上昇基調で推移していましたが、平成12年以降はやはり9年連続の下落となっております。次に、商業地でございますけれども、全国は住宅地と同様、平成3年をピークに17年連続の下落となっております。本県につきましても、全国と同様に平成3年をピークとしまして、平成4年以降17年連続の下落となっております。

地価調査の概要につきましては、以上であります。

次に、資料15ページでございますが、元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称の募集結果等について、御報告させていただきます。

先般、委員会の場で御説明させていただいたことにつきまして、名前を決めるということではなくて、その後の展開ということも目指して検討しているところでございますので、今回御報告させていただくものでございます。新たな呼称につきましては、6月から8月末まで募集いたしました結果、全国1,095名の方から1,890件の応募がございました。全都道府県から応募

いただいております。内訳につきましては、県内が件数、人数とも約3割で、県外からの応募が約7割という結果でございました。今後の取り組みにつきましては、10月初旬には審査会を開催いたしまして、新たな呼称を決定、公表するとともに、今後、その名称にふさわしい集落を目指して頑張る集落をふやしていくという仕組みづくりを行っていききたいということで考えております。

説明は以上でございます。

○高原生活・協働・男女参画課長 それでは、議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

平成20年9月定例県議会提出議案の25ページから27ページとなりますけれども、お手元の常任委員会資料により御説明させていただきたいと思っております。常任委員会資料の6ページをお開きください。1の改正の理由でございますが、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる整備法は、公益法人制度の改革を行うに当たって、関連する法律の整備を行うものでございます。この整備法によりまして、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法も改正されることから、本条例の関係規定を改正するものでございます。

2の改正の内容についてでございますが、現行のNPO法は、一部民法の規定を準用しておりますが、この民法準用規定が廃止され、民法を準用していた内容が直接NPO法に規定されました。よって、今回、当該部分を引用している本条例の規定を改正するものでございます。

詳細につきましては、6ページから7ページ

にかけて記載しております新旧対照表のとおりです。なお、今回の改正により、事務の内容に変更が生じるものではございません。

3の施行期日につきましては、整備法の改正にあわせまして、平成20年12月1日といたしております。

私からの説明は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の7ページをお開きください。文化文教・国際課の9月補正額は203万1,000円の増額をお願いしております、補正後の額は50億7,355万4,000円となります。これは、(事項)海外渡航事務費の旅券窓口増設に伴う増額であります。

これにつきまして、別冊の委員会資料のほうで説明させていただきます。委員会資料の5ページをお開きください。まず、(1)の事業の目的でございますが、本年7月からパスポート窓口を3カ所増設いたしまして、宮崎パスポートセンターのほか5カ所、延岡、都城、日南、小林、高鍋の出先機関(県税・総務事務所)におきまして、発給事務を行っておりますが、さらに日向地区にパスポート窓口を設置することによりまして、県民の海外渡航の利便性を高め、一層の県民サービスに努めるというものでございます。

次に、(2)の事業の概要でございます。①の設置場所としまして、日向県税・総務事務所の総務事務センター内を考えております。②の取り扱い事務でございますが、一般旅券の発給申請の受理、審査、交付事務及び海外渡航安全情報に関する情報提供ということを考えております。③の取り扱い日時でございますが、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までと

いうことで、祝日、振替休日、年末年始の閉庁日は除きます。④の職員体制ですが、総務事務センターに旅券業務のための非常勤職員を1名配置するというので対応したいと考えております。⑤の窓口開設予定期日でございますが、平成21年1月初旬を考えておりますが、開設の準備が整い次第、前倒しで開設できるように努力したいと考えております。

最後に、(3)の事業費でございますが、窓口の改装費、窓口カウンターなどの備品費、研修旅費の合計203万1,000円を計上しております、補正後の海外渡航事務費の予算は3,947万7,000円となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○外山委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についての質疑がございましたらお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 議案第1号の広域ブロック自立施策推進調査事業について教えていただきたいと思っております。自立可能な市町村圏の確立というような表現がしてあるんですけども、ブロック計画の中にあるのかもしれませんが、詳しく説明をお願いします。

○土持総合政策課長 今回、私どもが国のほうにこの調査をお願いいたしました。冒頭申し上げましたように、国の国土形成計画が策定されて、現在、九州ブロックの計画策定を昨年からは議論しているわけでございます。その中で、私どもの県といたしましては、東九州にもう少し目を向けてほしいということで、まず東九州、特に南九州を含めます本県について産業集積やいろんな問題がございまして、その原因が何かということで、やはり九州全体でも考えないといけない。その中で、本県のことを考えたとき、宮崎市に人口は集中していることや、その

他の地域というのは人口が流出している。そういう中で、拠点都市として延岡、都城というのが設定されているわけですが、そういったところの都市機能を充実して、周辺市町村を含めて県全体の人口流出にストップをかけないといけないんじゃないかということを考えています。その意味で、今の広域市町村圏よりもっと広い新たな圏域の考え方というものも示していかなくてはいけないんじゃないかということを考えています。

○鳥飼委員 消防の広域化のところでもいろいろ議論いたしましたけれども、現在の広域市町村圏の枠を超えた範囲といいますと、極端に言えば、中央圏と県南圏と県北圏というようなことも想定の中に入ってくるということになるのでしょうか。

○土持総合政策課長 そういったことを含めて今回いろんな調査をやっていきたくて考えております。

○鳥飼委員 これは総合政策課で実際、班をつくられてやるのか、委託をするのか、実施はどんなふうになるのでしょうか。

○土持総合政策課長 1,091万9,000円、国のほうから調査、委託含めて出ていますが、このうちの約1,000万を再委託という形で専門的なコンサルに委託したいと。いろんな細かい調査が入ってきますので……、その残りがいわゆる事務費というふうに考えております。

○鳥飼委員 専門的なコンサルタントに委託ということですが、県内、県外、どちらになるのでしょうか。

○土持総合政策課長 それは県内県外問わず、公募するような形で行いたいと考えています。

○鳥飼委員 その際に十分御留意いただきたいのは、県外のコンサルタントというのは、県内

の事情、状況や県民の思いというのは全く思っていないわけです。県内にそういう対象となるところがあるかどうかというのは一つあるんですけども、やっぱり県内のところでやっていただきたいという思いがあるんです。そうしないと、地域の実情からかけ離れたところで計画が検討されるんじゃないかというのがありますので、ここはお答えは結構ですけれども、要望しておきたいと思います。

次に、議案第17号の国土利用計画についてお尋ねしたいと思います。そもそもこういうスタイルになっているのかどうかというのがありますけれども、第三次が8年の10月、これは県計画ですけれども、17年目標、これは全国計画も一緒ですけれども、今はもう20年です。この時間的な開き、これはなぜ起きているんでしょう。

○後沢中山間・地域対策室長 国土利用計画におきましては、国土形成計画と一体として立てようという制度になっていまして、国土形成計画の策定に時間がかかったということがありまして、全国計画が20年に閣議決定したと。その閣議決定を受けて県計画を改定するという形になってタイムラグが生じております。

○鳥飼委員 今言われたことでいくと、結果的にそうなったと。それでは何のためにつくるのかわからないと思っています。そういうことでは困りますというのを県の意向としてはちゃんと言っていたかかないと、3年過ぎた後にこういうのをつくっても、何をやっているんだということになりますので、そこはお願いしたいと思います。

11ページですけれども、第四次案の中に、例えば29年の規模というのがあります。平成29年の規模の目標は農地6万7,000ヘクタール、4.9%減ということですが、ここらあたりの

議論というのは、私の記憶では、宮崎県の農業・農村長期計画によりますと、ちょっと数字が違うようにもあるんですけれども、そこら辺の調整というのはどんなふうにしてこられたんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 今、委員が御指摘されたのは、宮崎県農業・農村振興長期計画における数字だと思いますけれども、こちらの数字との対比で見えますと、こちらは平成26年を目標として6万5,000ヘクタールということとして、国土利用計画のほうは平成29年为目标ということになりまして、調整過程でございますけれども、本計画をつくる際の規模の目標の固め方については、農用地であれば、農用地のこれまでの推移、今御指摘のあった長期計画との考え方の整合性や農地以外の道路や住宅地等の今後の利用面積のことなどを勘案しながら検討していきまして、今、庁内の調整を経たということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば森林とか河川とか道路、いろいろありますが、十分な議論を経ているということで理解してよろしいんですね。

○後沢中山間・地域対策室長 そのように理解していただいて結構かと思えます。

○鳥飼委員 3の(7)の土地の有効利用促進ということで、アが農用地、農業経営の担い手への農用地の利用集積、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入というのがあるんですけれども、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入というのは、具体的に言うとうどういうことになるんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 御指摘の部分につきましては、これまで農業生産法人以外の法人が農業に進出するというのは農地法の壁など

があったわけですがけれども、農業生産法人以外の法人でも農業参入できるという特区制度が全国展開されたということもありますので、それを活用して農業参入を進めてまいるといいう形でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、いろいろ農業生産法人でございますけれども、県外の農業生産法人以外がリースでやると、どんどんこれを推進していくということになっていくんでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 特に計画の中で県内法人に限るとかということまでは示しておりませんで、今後、土地利用の方針に従って農業生産(聴取不能)していく過程でどこまで参入を(聴取不能)できるかどうかということだと思います。

○鳥飼委員 農業についてはいろいろ議論はなされておきまして、食の安心・安全ということで三笠フーズの問題も本会議で議論になりました。私、基本的には、この間の小泉さんの構造改革の中で卸小売が自由参入になって、届け出だけでいいというふうになってしまった結果、民の活力、誤った活力がああいうふうになってきたと思っておりますので、農業というのは食を担うわけで、そして宮崎県は農業を基幹産業としているわけですから、慎重な配慮もお願いしておきたいということを最後に申し上げておきます。

○中野一則委員 議案第1号に関して質問させていただきたいと思えます。鳥飼委員も質問され、答弁がりましたが、広域ブロック自立施策ということで、今後、宮崎、都城、延岡の圏域を広域ブロックというふうに言われるわけですか。

○土持総合政策課長 広域ブロック自立施策推進調査、この事業で言う広域ブロックは、国の

事業を持ってきておりますので、九州のことを言っているというふうに考えていただいていると思います。私どもがそれを受けてやろうとしている圏域の考え方は、今、委員がおっしゃいましたように、大きく3つになるのか、4つになるのか、5つになるのか、そういうことはまたいろんな調査の中で議論していきたいと考えております。中心となるのはやはり宮崎、延岡、都城で、特に宮崎は中核市として、先ほど言いましたように、人口集中が進んでいると。拠点都市としての延岡、都城の都市圏を含めたところが充実していかなければならないと考えております。

○中野一則委員 事業内容の中に、地方拠点都市地域別ということで、延岡・都城圏域があるわけですがけれども、西諸県地方も都城圏域の中に入るということなんですか。

○土持総合政策課長 今回の調査の対象といたしましては、拠点都市は都城・北諸でございますけれども、今回の地域は、西諸、鹿児島県曾於市、志布志市を含んで、全体の圏域で調査対象としております。

○中野一則委員 ということは、西諸県地方もやがては都城圏域に入るというふうに理解したわけですか。

○土持総合政策課長 その圏域をどういうふうにとらえるかということですが、目的によってはそういうくくり方も、例えば医療とかいろんなものの考え方が出てくるとは思いますけれども、今後の広域行政のあり方として目的によってはそういうことも出てくるのではないかと考えております。

○中野一則委員 では、事業効果の中の②に現在の地域ブロックとあるんですが、具体的に言えば、西諸県地方は単独のブロックになってい

るわけですか。

○土持総合政策課長 これは広域市町村圏を想定しておりまして、西諸は単独の広域市町村圏でございます。

○中野一則委員 日本の中心は東京、九州は福岡、宮崎県は宮崎市、西諸は小林市ということで、一極集中というか、中央中心主義がずっと過去から横行してきているわけです。私は、それはどうもいただけないと思って今まで見てきましたが、現在の地域ブロックのことに関しても、中心市の機能強化と周辺市町村との連携となっておりますが、西諸県地域を見れば、戦後すぐ国勢調査が昭和22年にあったと記憶しているんですが、正式には25年にありましたね。その当時の人口は、小林市とえびの市はほとんど変わらない。若干えびののほうが多かった。しかし、現在は格段の差がついて、小林市のほうが人口が多いわけです。えびのは旧西諸県、えびの3町と言ったんですが、行政の施しが足りない。現に今、県の施設は飯野高校とえびの警察署があるぐらいで、あとは全部小林に集中している。もっと地方は地方にいても、行政は、1カ所だけじゃなくて満遍なく、えびのだけじゃなくて、高原、野尻を含めて、あるいは須木を含めて西諸の広域とすればそういう行政をすべきだと。大きく言えば、宮崎県もそういう考え方であれば、地域のいろんな問題も解消されたんじゃないかと思うか、あるいは過疎問題も解消されたんじゃないかと思っているんです。そういう中で、あくまでも中心市の機能は強化して、周りとはただ連携と、こういうことでは本当の行政かなと思っています。ぜひそういうことにならないようなことをしていただきたい。ましてや、これが広域ということで都城圏域に組み込まれていくということは、私としては残念

でたまりません。将来は、道州制が取りざたされておりますけれども、そのときには今置かれている市町村というものをきめ細かく宮崎県がしてくれないと、だれがするんだらうかという気がいたします。部長か次長のコメントをお願いします。

○丸山県民政策部長 一言で言って、なかなか大変な問題です。中山間地域対策の話でございますけれども、人口が減少しております。その中で、地域の活力をどんなふうに発展させていくかというのは、私ども中山間・地域対策室を持っていますので、毎日そういうことを考えております。例えば、総務省が定住自立圏構想を打ち出しています。これはどういう考えかという、中心となる、核となる市に、例えば大きな病院あるいは大きなショッピングセンターを建てて、その周辺の市町村では小規模な診療所あるいは昔からやっているような小規模な商店を維持して、お互いに周辺市町村と中核都市を連携あるいは施設を集約させて、ネットワークをつくって、その中で生まれてその中で育つてその中で人生を送る、そういう考え方を総務省が示しております。一方、国土交通省のほうも、これは国土交通省の事例ですが、こういう考え方を、道州制になるのかどうかわかりませんが、されております。

道州制もいろいろ議論はあるところですが、道州制になると、地方がそれぞれ力をつけていないと、その地方は取り残されてしまう、そういうことが盛んに言われていまして、我々もそういうことを考えております。今、委員がおっしゃったような、中核市だけじゃなくて、地方の人口の少ない町村、それをどういうふうに今後活性化させていくのか、これは常々我々も思っていますので、十分そのあたりは今後、

県民政策部として考えていきたいと思っております。

○中野一則委員 ことしの重点施策、3つありましたが、その1つが中山間地域対策、初めに植栽未済地の問題もありましたが、知事は今年度、中山間・地域対策室もつくられているわけですから、そういうところで大いに論議して、これ以上疲弊しないようお願いをしておきたいと思っております。

それから、議案第17号に関して2～3質問させていただきます。先ほど鳥飼委員から、策定がおくれているんじゃないかということがありましたが、私もそう思っておりました。閣議決定がことしの7月にあったからという答弁をされましたが、現実には、策定経緯の中では、19年1月から取り組まれているわけですね。国土利用計画とはいえ、宮崎県の計画を立てるわけですが、宮崎県としての自主性というか、独自性というものはないわけですか。閣議決定がされないとできなかったということなのかを御答弁したいと思います。

○後沢中山間・地域対策室長 策定の順番ということと言いますと、国土利用計画法上、県計画は全国計画を基本として定めるということになっておりますので、全国計画で方針が示されないと、県計画の中身が定まらないとなっております。

○中野一則委員 そういうことになったとはいえ、県としての独自性は確保されるわけですね。それ以前にちゃんと策定についてのいろんなことを取り組まれているわけですから、閣議決定されたから、修正しなければならなかったとか、そういうことにならないわけですね。

○後沢中山間・地域対策室長 今回につきまして言いますと、結果として、閣議決定をしたことによって、それまで練ってきた県計画を変更

しなければいけないという事態には至りませんでした。ただ、可能性としてといたしますか、全国計画のほうで大きな方針の見直しがされた場合には、それを踏まえて県計画のほうも見直さなければならなくて、そういう意味でいくと、全国計画よりも先に県計画決定はできなかったということです。

○中野一則委員 では、この経過において、国土利用計画審議会あるいは市町村長の意見を聞かれているわけですが、この審議会のメンバーを教えてくださいということと、後日、その名簿はまたいただきたいと思います。このメンバーで3回委員会を開催されているわけですが、どういう発言をされているのか、意見、要望があったのか、説明していただきたいと思えます。

○後沢中山間・地域対策室長 名簿については後日お届けに上がるということにいたします。

○中野一則委員 今、メンバーを教えてください。後でペーパーも下さい。

○後沢中山間・地域対策室長 読み上げることによってよろしいですか。職名と一緒に読み上げます。

○中野一則委員 どういう人がどういう意見を言われたかということを知りたいものだから、名前がわかってないと……。

○後沢中山間・地域対策室長 NPO法人日向門川こども遊センター副代表理事・浅香恵理さん、宮崎県バス協会専務理事・井上光司さん、大淀川環境基金実行委員会事務局長・蒲生芳子さん、社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事・倉掛正志さん、宮崎県市長会副会長・黒木健二さん、社団法人宮崎県不動産鑑定士協会会員・古清水史子さん、宮崎県宅地建物取引業協会会員・小土橋幸子さん、宮崎県農業協同組合

中央会常務理事・佐藤博祥さん、民宿経営、森林インストラクター・椎葉喜久子さん、学校法人大淀学園理事学園長・田代知代さん、宮崎大学工学部准教授・出口近士さん、株式会社宮崎日日新聞社専務取締役・南村正明さん、宮崎県町村会副会長・長瀬道大さん、宮崎大学工学部教授・原田隆典さん、宮崎県森林組合連合会副会長・坂東和生さん、宮崎県青年団協議会副会長兼事務局次長・日高恵さん、環境保全アドバイザー・古田栄子さん、九州保健福祉大学社会福祉学部教授・山崎きよ子さん。以上でございます。

どんな意見があったかということでございますけれども、代表的なものだけ御紹介をさせていただきますが、防災対応、環境への配慮、中山間地域振興といった観点からの意見が多かったのですが、まず、防災対策関係ですと、藤本委員が、霧島火山群による噴火、火山性地震について（聴取不能）言われています。坂東委員が農山漁村の周辺集落の森林について、山地災害の未然防止（聴取不能）言われています。環境への配慮の関係ですと、蒲生委員から（聴取不能）すべきだという御意見、古田委員から（聴取不能）という御意見をいただいております。中山間地域振興の関係ですと、佐藤委員から、中山間地域について（聴取不能）といった御意見をいただいております。

○中野一則委員 市町村との調整とありますが、ここから意見要望はあったのでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 例えば防災対策の関係ですと、日向市のほうから、東南海・南海地震について（聴取不能）といったことでございます。

○中野一則委員 パブリックコメントを求められておりますが、数と主な内容があれば。

○後沢中山間・地域対策室長 パブリックコメントにつきましては、実施したんですが、残念ながら特段の御意見はございませんでした。

○中野廣明委員 9ページ、持続可能な県土管理というのは具体的に言うとは何ですか。

○後沢中山間・地域対策室長 持続可能な県土管理は、キーワードとして使っておりますけれども、9ページに持続可能な県土管理について幾つか並んでおりますけれども、例えばやたらめったら宅地開発をするということではなくて、既存の低・未利用地の再利用などを優先して、農用地や森林からの転換を抑制していくということ、あるいは（聴取不能）負の影響が大きくなるほか（聴取不能）。

○中野廣明委員 さっきから聞いていると、これは国の趣旨に基づいてつくるという話だけでも、最終的には県議会の議決を経るという話です。県議会が、いや、そんなのじゃなくて、もうちょっとこういうのを入れてつくれとか仮に言った場合、どうなんですか。県議会で議決せん限りは国土利用計画として県の認定にならんわけですか。

○後沢中山間・地域対策室長 御指摘のとおりでございます、県議会としての議決をいただかなければ、県計画は認定されないということでございます。

○中野廣明委員 例えば宮崎市を見てください。中心市街地といたら、宮崎市はどこでもいいんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 具体的にどこどこ何丁目からということではありませんけれども、駅周辺から橋通り周辺あたりというふうに理解しております。

○中野廣明委員 私もそう思っているんです。今、国の計画とかそういうのは、中心市街地の

未利用地とか空き店舗とかにミニ何とかをつくったり、中心市街地があいたところは人を集めましょうという方針です。一方、例えば（聴取不能）通りとかあの辺に、郊外にまた違う商圏が移っているわけです。県内を見ても、人口が増加しているところは宮崎市だけです。結局そういうところだけの……。それから、もう一つ、低・未利用地という考え方はどういうことですか。

○後沢中山間・地域対策室長 低・未利用地につきましては、利用度の低い、例えば御指摘のあった中心市街地であれば、本当であれば高い容積率の建物が建ち上がるといいのに、平面駐車場として使われているところとか、未利用地につきましては、工場跡地などが草ぼうぼうの空き地状態で放置されている、そういうところを指しております。

○中野廣明委員 そういう市街地とか中心市街地を中心に都市計画も含めて構成されていると私は思っているんです。私が言いたいのは、中山間部があって、例えば、正式な言い方がないんだけど、国富町とか田野、そういうところの低・未利用地。ここで言うと、いろいろと書いてあるけれども、今、農業人口が減って農業をする人がいない、そういうところの低・未利用地は国土利用計画では何か触れているわけですか。みんな都市機能ばかり言っている。

○後沢中山間・地域対策室長 御指摘の観点で言いますと、農地の低・未利用地ということになると、耕作放棄地といったものが一番問題になっているかと思いますが、それにつきましては、例えばお手元の資料でいきますと、10ページ、先ほど御指摘のあった工場跡地等の低・未利用地の再利用とあわせて、町なかだけではなくて、中山間部や平地的な農用地において耕作

放棄地の有効活用は大事なので、そのために多様な主体の参画による取り組みを進めていく必要があるといった記述をしております。

○渡邊県民政策部次長 別冊の資料があるので……。

○後沢中山間・地域対策室長 今の箇所を計画の本文に即して御説明しますと、お手元に別冊として国土利用計画四次案というのがあると思いますが、10ページでございます。低・未利用地のうち、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適正な管理に加え、多様な主体が直接的、間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて、施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用促進を図るということで記述してございます。

○中野廣明委員 ただ、農用地とか言っているけれども、結局は農用地を管理する人が今いなくなっているわけです。こういうふうに仮に書いてあっても、実際は、私に言わせると、絵にかいたもちなんです。国土利用計画というのを今回こんな議論しても、後、お互いに議論することがない時代には大した計画じゃないわけで、昔、ゴルフ場ができるときに、これが利用されたわけで、こういうことを書いたって、実際は、中山間部というのは、農用地の中でも俗に言う迫田というのはみんな荒れてきている。市街地があって中山間部の間、こういうところは結局、いつも言っているけれども、都市計画法で縛られているわけです。こういうことを書いたって、全然何もならん。国土利用計画が上位ですね。後、都市計画法、農地法があったりするわけで、そこら辺と全然……。一番の今、問題は、山間部です。市街地はいい。ほっておいても人が集まってくる。均衡ある発展とか何とかあるが、

都市計画で縛られている。宮崎市もそうです。同じ調整区域でも、国富に近いほうはみんな同じような考え方で、その辺の現実を踏まえたことをしっかり中身に入れてください。私はこんなのは反対する。

○渡邊県民政策部次長 今、御指摘ありました10ページの思想というのは、中野委員がおっしゃる方向と大体同じ考えなんです。おっしゃるように、低・未利用地についてどうするか、新たな農業にそれを再生するという考え方がありますし、それに加えて、地域の状況において、ここに書いてありますが、ほかの施設用地として転換できるのであれば、その利用促進を図ろうということが書いてありまして、その辺は、中野委員が言われたことと方向性は一緒だろうと考えます。したがって、我々としては、こういう規定が設けられましたので、それぞれ具体的な各論の法律でそういう思想も流れていくんだろうと思いますので、我々としてもそういう意味では同じ考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中野廣明委員 共産主義じゃなくて、土地というのは個人の土地なわけです。こういう法律で縛られているために、自分の土地でありながら、売りも買いもできない。そこで行政が草刈りでもしてくれるかということ、してくれません。今からどんどん耕作放棄地がふえます。こんな計画でそれがよくなるかといったら逆です。しっかり現状に合わせた考え方をつくらないと、こんな理想的な話では今はなくなってきている。しっかり現地を見て、よろしくお願ひします。

○米良委員 後沢室長、さっきからいろいろありますように、私も同感ですが、なぜ中山間・地域対策室にこれを持ってきたかという意味が、どうも私はさっきから受け取りにくいんです。

農業・農村における土地の利用、利活用ということ的前提にしてあなたのところに持ってきたのなら——そうじゃないんですか。今、特に中野委員が指摘したように、私も同感なんです。農業・農村をどう守るかということがあなたのところに持ってきた一つのゆえんになっているんじゃないかということ念頭に置いて聞いているものですから、うつりが悪い。そう思いませんか。

例えばもう一つ言いますと、農業・農村の農地というのは農業委員会で守られているんです。にっちもさっちもいかないような利活用ができている。中野委員が指摘されたように、私もいつもそう思っている。自分の農地でありながら、法的な縛りばかりで、次男・三男の家を建てるのもだめです、利活用だめですよと、縛られてしまっているでしょう。それが農業委員会なんです。にっちもさっちもいかないところに、農業・農村が疲弊する一つのゆえんがある。そういうところが緩和されたところがここにはない。後沢室長、何であなたのところに持ってきたのかということをもうちょっと説明してください。国土利用計画というのは、県庁の中で言うと別な課でできますよ。別な課でやったほうが僕もいいと思う。東国原さんが3つ挙げました。中山間地対策はあの方が今からやろうとしている最大の行政課題でありますから、無理してそういうことを持ってきたんじゃないかという気がしてなんのですけれども、もうちょっとそこあたり具体的に説明してくれませんか。

○渡邊県民政策部次長 4月からの組織改正だったもので、後沢室長は4月からお見えになりましたので、昨年からの経緯は私がよく知っていますので、私のほうから説明させていただきます。今の組織の名称は、中山間・地域対策

室ですけれども、「・」が入っているんです。地域対策全体をやるわけですが、特にそういう中で組織の特徴として中山間地域に重点を置こうということで、「中山間・地域対策」と。中山間・地域対策室については、全体の地域振興をやろうというのが組織としてのエリアでございます。

今回、土地利用計画については、県土全体の、農用地、森林、宅地全体が入っているものですから、全体を調整するというので、従来から地域振興課——昨年までありましたが——の土地班というのがやっていたわけですが、それを引き継いで中山間・地域対策室で今やっているという、そういう経緯でやっております。したがって、もちろん中山間・地域対策室でございますので、中山間地域対策を重点的にやるという組織でございますが、職務のエリアとしては地域対策全体を所掌しているという組織でございます。

○米良委員 わかりますけれども、8ページにありますように、体系的なものが、全国計画、都道府県計画、そして市町村計画から成るということですが、さっき中野一則委員の質問の中で審議会のメンバーを教えてくださいということで、いい質問だったと思うんです。内容を聞きましたら、それに詳しい人たちの審議会のメンバーが一つもイメージとしてわいてこないんです。やはり市町村を大事にして、市町村の厳しい実態を頭に描いてそういう審議会の場を経過していかないと、絵にかいたもちという話もありましたけれども、今までの計画から施行段階でどう変化してきて、農村社会における皆さんのイメージがどう変わってきたかという変化が出てこないから、悩ましいと思うんです。

もう一つ言わせていただくと、農業・農村は、中野廣明委員も言いましたように、私も農村地

帯ですけれども、にっちもさっちもいかないんです。有効利用しようとか、耕作放棄地なるものをまた開拓してやろうなんて人がいない。だれがやるんですか。農村の皆さんたちがもうちょっと自分の土地を有効に利用できないかというのは……。農業だけじゃないんです。例えば荒れ地を活用して町営住宅を建ててもらおうとか、村営住宅を建てて、もう一回中山間地に人を呼び戻そうとか、あるいは工場なり来ればいいんですけれども、そういうものしか頭にない。自分たちの農地を農業で生かそうという人は一人もいませんよ。イメージ的にわからないんです。特に町村の自治体の窓口の皆さんとか、その周りにいらっしゃる農業・農村の皆さんたちと一緒にテーブルに着いて、そして自分たちの地域は、自分たちの町や村はこうあるべきだと、国土利用としての一つの計画を具体的にしていかないと、今、後沢室長がおっしゃいましたメンバーでは、私は、イメージは出てこない。もうちょっと市町村におろして、市町村の皆さんたちの本当の疲弊した悩み、苦しみというのを頭に描きながら、把握しながら、こういうものに生かしてほしいと。今、时期的に一番いいです。これを生かさなきゃだめだと思う。そういう立場に立って、苦言じゃないけれども、そういう気がしているものですから、一言申し上げました。

○中野廣明委員 自然環境とか、何もしていない。みんなあの地域は自然に返ればいい。規制を外して人を持ってくるとか、活性化を考えると、逆にどんどん縛っていくような話では……。最終的には県議会の議決を受けんといかんわけだから、宮崎県らしいものを考えてください。

○米良委員 余計な話だけれども、県議会もメンバーに入れなさいよ。入れたらどうですか。

○丸山県民政策部長 前は入ってもらったんです。前々回まではその中で議論をさせていただいています。私、どういう経緯か知りませんが、現在、室長が言いましたように、そういう構成になっております。

○中野一則委員 これは県議会が入らない——長期計画の中も入っているんですか。長期計画に類する……。

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

○中村委員 先ほどからの議論の中で農用地の利用ができないんじゃないかと。ここに書いてあっても、都市計画法を変えるんじゃないと、市街化区域あるいは調整区域をもっときめ細かにしないと有効活用できませんね。例えば調整区域が大幅にあると、その中に集落があったりするんです。集落のところは外すとか、そうしたきめ細かな都市計画をやっていないと、有効活用はできない。農地を利用しようとしても農地法でだめですよ、優良農地ですからできませんとなる。優良農地を確保しなくちゃいけないのはわかるが、集落の中で調整区域になっているところを部分的に外してやるとか、きめ細かな都市計画法をつくってやらんと、中野委員が一般質問でもおっしゃっていますが、なぜつくらせんのかということをおっしゃいますが、都市計画法の縛りの中で農地法の関係でできないわけで、農地法の中をもうちょっと、きめ細かな都市計画法をつくらんとできませんね。まちづくり三法がありますね。何と何ですか。

○後沢中山間・地域対策室長 まちづくり三法

は、正式名称は記憶していませんが、大店法と中心市街地活性化法と改正都市計画法です。

○中村委員 9ページの、県民一人一人が県土管理の一翼を担う県土の県民的経営、これはどういうことですか。

○後沢中山間・地域対策室長 県土の県民的経営というのは、土地利用の相互間に影響を与え合うということもあるので、例えば山間部の森林が荒廃すれば下流域の平野部の都市部の人たちも災害に遭うということで、関連性がありますので、都市に住んでいる人も、山間部、例えば（聴取不能）そういう自分の住んでいる地域ということももちろんですけども、それを超えて、県土全体の管理に参加しているということ意識として持っていただく必要があると。

○中村委員 表現の仕方が難しい言葉を羅列してなかなかわかりにくい。それと、郊外への大規模集客施設の立地を制限し、都市機能の集積ということで、まちづくり三法の中の大店法が改正になりましたね。イオンみたいなものはもうできないでしょう。そういうことになりますね。まちづくり三法を見てみると、大店法の中で言っているのもあるし、都市計画法で言っているのもあるし、どうして大規模な店舗ができなくなる——縛り、国の関与事項になりますね。そういったあたりを詳しく説明してもらえませんか。

○後沢中山間・地域対策室長 若干不正確になるかもしれませんが、私の知る範囲で説明させていただくと、用途地域の中で商業と住居と混住しているようなところについて、今までは大規模な店舗を建てることはできるとなっていたんですけども、そこを一般的には建てちゃだめですよという規制をかけておいて、ただ、それでも全部だめだということではなくて、都市

計画で（聴取不能）かけて、そこで大規模店舗を建てられるという制限緩和をしてあげれば建てることもできるという制度に改めるというふうに理解しています。

○中村委員 都城市が線引き撤廃しましたね。これは我々は大賛成で、中野委員が言われたことと一緒にですが、そうするとスプロール化現象を起こして、外に外に出て行って、出ていくといいかもしれませんが、インフラの整備が追いつかない。都市計画法の見直しというのは、線引きの見直しというのは、きめ細かくやらないと安いところにどんどん出て行きます。インフラの整備も追いつかなくなる。その辺のきめ細かな線引きの見直しというのを県が独自にやらないと、優良農地は守らないかんわけけれども、そういったふうに配慮しないと、さっきの話のように、建てたいところに建てられないということになるものだから、もちろん優良農地は何回も言うように守らないかんけれども、細かなことを県で検討してみてください。要望しておきます。

○中野廣明委員 10ページに確かにトータル的には書いてあるけれども、今、話を聞いていると、地区計画というのがあるみたいで、都市計画ですね。この地区計画も、低・未利用地を解消する手段にはならんと思う。国富で昭和45年に都市計画が入っている。農業者だって4,500人から2,000人に減っている。国富の町の中にはそんな感じで農地が減っている。それを地区計画でやろうたって、面積も足りない。地区計画に入るような面積だったらいいわけで、できるけれども、ぽつんぽつんと農地があって地区計画が入らんようなところをどうするかと。都市計画で縛られてやれないところの未利用地というものが大きいわけです。10ページに、土地利用

転換は慎重な配慮のもと計画的に行うと。これはまさしく都市計画法をそのまま言っている話です。こんなもので縛っても何もならん、こういうところを直さん限りは。都市計画法や農地法と整合性をとりながらつくっていくという話。もうちょっとしっかり実態を踏まえて——草ぼうぼうになって、県が管理するのかと、法律で縛っているやつだから。年寄りで管理はできない。草ぼうぼうになってそれに空き缶やら入る。景観上も悪い。そういうところが必ず出てきている。2～3カ所とかそんな話じゃない。その辺の実態を踏まえて、こっちの言っていることと——小さい縛りになると、都市計画法、調整区域、その範囲で物を言っていることになる。絶対、議会でいろいろ議論をさせてもらって、県議会の議決が要るそうですから。

○鳥飼委員 確認をさせていただきたいんですけども、先ほどの広域ブロック自立施策推進調査事業は、県から、こういう事業をやりたいけれどもということで要求をしたんですか。それとも、国土交通省なりから、宮崎県でやってくれんかということになったんでしょうか。

○土持総合政策課長 これは県のほうからこういう調査をお願いしたということです。

○丸山県民政策部長 今、国土利用計画でいろいろ御意見を賜りました。先ほどお話ししたように、16年までは議会の代表者の方も入っていただいております。今は入っていただいております。19年あたりから準備を進めてきておりますけれども、この一連の経過の中で議会の意見を言う場がなかったということについては、我々としては、そういうことに対して思いが至らなかったということは十分認識しております。それについてはお許しをお願いしたいと思います。

ただ、今回の計画は、国土利用計画が7月4日、閣議決定されましたので、ぜひ今回の議会で議決をいただきたいと考えております。いろいろ御意見を賜りましたことについては、都市計画法とか農地法とかいろんな問題がございます。確かにございます。これは、我々がこの2年ぐらいかけて調整してできた結果の案でございますので、今まで賜った委員の皆様のご意見は、実態面あるいは運用面でまた改善すべきところは改善させていただきたいと考えておまして、当然、農政サイドあるいはほかの商工サイド、林務サイドとお話はつなげていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○黒木委員 議案第1号の補正予算、海外渡航事務費、これは日向に設置をしていただきまして、お礼を申し上げておきます。前々から口うるさく米良委員が言うものだから、私も一緒になってやったんですけども、おくれればながら日向にも設置していただきまして、日向地区の皆さんも、何で日向につくらんのかと、そういう声がたくさん出たんです。今回補正でしていただきまして、ありがとうございます。少しでも早目ということですから、できましたら年度内、12月までにつくっていただければもっといいかなと思いますので、ぜひ早目にお願いします。

○外山委員長 その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○中野一則委員 今度の委員会から委員会資料を事前に配付ということが決まりました。それにこたえていただきまして、早くも26日にいただきました。我々に渡った資料の中に、資料のマスコミへの配付は開催日当日の朝になりますので、資料の取り扱いは御注意くださいという

ことで、内容が、漏れないという語弊がありますが、マスコミに事前に行かないようにと、そういう注意書きまでされて、要注意ということでございました。26日に我々は資料をいただきましたが、2時ごろだったと思いますけれども、きょうの資料の15ページに、元気な集落事業に取り組む新たな呼称募集結果について——限界集落のことですが、先ほど説明をいただきました。しかし、これはここに書いてあるだけの説明でありまして、我々には取り扱いを厳重にきなさいという、これは議会事務局からの注意ですけれども、実はきょうの説明以上にきめ細かに報道が26日にされているわけです。ということは、あなたたちがメディアの方たちに説明しない限り、我々は26日の午後にもらったんですから、朝には報道されているわけですね。だから、意味がないなと思ったんです。我々議員に議会で報告されるなら、それをもとにしてメディアの方が記事にされるならいいけれども、きょう説明した以上にきめ細かに新聞に載っているわけです。いかがなものかと思うんですが、担当室長はどう思われますか。

○後沢中山間・地域対策室長 今、御指摘いただきましたが、プレスリリースしたのは、件数をリリースしたということでございまして、今回委員会で皆様に報告事項として挙げさせていただいたのは、件数の報告ということもそうですけれども、名前を決めた後の取り組みを検討中だものですから詳細に説明できないんですけれども、今後の展開を考えておりますということを伝えたかったということです。先にプレスリリースいたしましたのは（聴取不能）だったということもありますし、応募された全国の皆さんに大体どれぐらいの数だったというのをお知らせするというのと、応募者の方から、8月31

日までだったけれども、どれぐらい来たんですかと、そういう話もあったものですから御説明させていただいたということでございます。

○中野一則委員 8月31日が締め切りであったから聞きたいということで、そのようにされたことはわかりますが、いっそのこと、そういうことでされておったのであれば、きょうこれをわざわざ説明、しかもマスコミにしたのより簡単な説明だったわけだから、これをカットしておくべきだったのか、あるいはするのであれば、マスコミにはしてあるわけだから、きょうはもっとそれ以上のきめ細かな説明をすべきだったと思います。これから先もそういう形で——我々には厳しい注意書きをして、絶対漏れないようにと、そっちのほうはどんどん、プレスリリースか何とか難しい言葉を使ってマスコミに提供されるということは非常にいただけない感じがいたします。部長、今後の対応を含めて御答弁をお願いします。

○丸山県民政策部長 大変耳の痛いお言葉をいただきました。経過については今、室長が申し上げたとおりですけれども、今後、西米良村長と日之影町長と知事でどういう名称がいいのか選考いたしまして、1,890件も来たわけですから、ここで推測で言うわけにまいりませんものですから、言えませんが、どういう経緯で選んだのか、どういう考えのもとで選んだのか、そこらあたりは事前の説明が必要かと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中野一則委員 部長には、このことだけにおいて事前にどんどんプレスリリースするというのをされるが、委員会の重みを含めて、そういうことでお聞きしたんですが。

○丸山県民政策部長 今の御意見は十分承らせ

ていただきたいと思ひます。

○中野一則委員 それで質問ですが、事前に漏れた、プレスリリースされておったということで、形骸化された説明でありましたが、そうであるならば、きょう、名前の上位5位ぐらいは公表してください。

○後沢中山間・地域対策室長 審査会を10月に考えておりまして、外向けにも件数は載せておりますけれども、審査会ということもありますので、どんなものがあるかということもこの場では差し控えさせていただきます。

○中野一則委員 そういふことはあるだろうと思ひますが、我々は議会人でありながら、結果的にはマスコミを通じてしか知り得ないということになりますね。残念ですが、一番多かったものの件数はどうなんですか。

○丸山県民政策部長 そのことも含めて今から選考審査にかけるといふことでありますので事前にわかると審査にいろいろな予断も入ってまいりますので、ここでの公開は控えさせていただきますと思ひております。

○中野一則委員 マスコミには、メディアの方には、宮崎市の6歳の幼児が一番年少であったとか、細かく説明をされておるんです。件数の多かったものはどれぐらい、何という名称は言わなくていいですから、一番多かったのは件数が何名ありますか。2番目はどうだったかぐらいはできないものですか。

○後沢中山間・地域対策室長 件数で一番多かったものは11件です。

○中野一則委員 たくさんの名前が出てきたといふことですね。

○中野廣明委員 要望、お願いしておきます。9ページ、どうしても私は、低・未利用地といふのは中心市街地の低・未利用地といふふう

聞こえるわけです。例えば都市計画区域とか農業用地もあわせて低・未利用地といふとり方をぜひ検討してください。中心市街地は、ほっておいても埋まってしまふわけだから、もうちょっと今言つたことを含めた問題提起をお願いしまふ。

○外山委員長 次に、請願の審査に移りますが、請願第6号について執行部からの説明はございますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 特にございません。

○外山委員長 それでは、その他に入ります。

○米良委員 私は、中山間・地域対策室長を小沢室長と申しましたが、後沢室長でございました。おわびいたします。

そこで、所管外かもわかりませんが、皆さんたちの所管かもわかりませんが、土地利用について、市町村の土地利用の用途変更は今まで5年ごとに見直し。県から市町村に権限が移行しましたね。間違いないですか。知事から市町村におろされたんじゃないですか。例えば、水田とか畑とかありますね。農業振興地域は用途が縛られていますね。それを住宅地区にしようとかいふ用途変更が市町村長に移譲されたんじゃないですか。違いますか。

○後沢中山間・地域対策室長 おっしゃっているのは農地転用許可ですか。私も過去の経緯はわかりませんが、4ヘクタールだったと思ひますが、それ以下は知事でといふのが……。

○中村委員 市町村が知事に申請して、そこで決定。

○米良委員 以前の法律じゃなかったですか。大臣でしたか。そうですか。私の質問の要旨は、それを前提にして、県内における用途変更は実際どうかといふことを聞こうと思つたんです。

だめですね。わかりました。

○外山委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時1分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案並びに報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○山下総務部長 説明に入ります前に、1点、御報告を申し上げます。去る9月18日から19日にかけて本県に接近した台風13号、今、15号も喧伝されておりますが、台風13号による被害についてでございますが、人的被害はなかったものの、住宅の全壊や床上・床下浸水などの住家被害が4市5町で発生したほか、国道220号が土砂崩れのため一時通行どめとなるなど、県下一円で被害が発生いたしました。現時点での被害の状況につきましては、後ほど危機管理課長から説明させますが、被災された県民の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、県といたしましては、関係機関と一緒に一日も早い復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

今回御審議いただきます議案及び報告事項につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。平成20年

度9月補正予算案の概要についてであります。今回の補正予算は、公共事業等の国庫支出金の決定に伴うものや、その他必要とする経費について措置することとしております。補正額は一般会計で61億3,856万3,000円、特別会計で4,095万円の増額となっております。この結果、一般会計の予算規模は5,652億2,456万3,000円となります。補正予算の歳入財源は、国庫支出金22億4,233万8,000円、繰越金24億8,375万3,000円、県債10億8,180万円などであります。

資料の2ページをごらんください。今回の補正の款別の内訳であります。主なものを申し上げますと、総務費が平成19年度繰越金（決算剰余金）の積み立てを行う経費などにより17億9,988万7,000円の増額、商工費がみやざき農工商連携応援ファンド創設事業により20億1,000万円の増額、土木費が地域自立・活性化交付金事業などにより20億3,451万4,000円の増額となっております。

次に、資料を戻っていただきまして、表紙の裏のページに目次をつけておりますけれども、そこをごらんいただきたいと思っております。まず、2の特別議案関係であります。議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方税法の改正及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の制定に伴いまして、法人県民税及び法人事業税の関係規定の整備を行うものであります。

次に、議案第9号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」であります。これは、新公益法人制度について定めた一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が本年12月1日に施行されることに伴いまして、関係条例の規定の整備を行うものであります。

次に、3のその他報告であります。本日御報告いたしますのは、資料の目次にあります1つは、平成19年度決算見込みにおける健全化判断比率（暫定値）等について、もう一つは、平成19年度市町村普通会計決算及び健全化判断比率等について、これは市町村分ということです。次に、平成20年9月台風第13号による被害状況について、この3件のほか、目次にはございませんけれども、別冊資料としてお配りしておりますが、職務に関する不当な働きかけ取扱要領の改正についてでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上であります。

○加藤行政経営課長 それでは、御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。議案第9号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてでございます。議案書は29ページですが、説明は委員会資料でさせていただきます。

まず、条例制定の理由ですが、本年の12月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が施行されます。法律等といいますのは、下に破線で囲った枠の中に記載しております3本の法律のことです。この3本の法律の施行に伴いまして、現在の民法に基づく公益法人——社団法人と財団法人のことですけれども、この公益法人制度が廃止されることとなります。その後は、この制度にかわって、アの登記のみで法人が設立できる制度、この法人は一般社団法人または一般財団法人と言います。アの法人のうち、公益目的事業を行うことを主として行う法人については、内閣総理大臣または

知事から公益性の認定を受けて公益法人、このときの法人を公益社団法人または公益財団法人と言いますけれども、公益法人になることができる制度が創設されます。このため、関係する県の条例の文言の修正と引用条項の改正を行うものであります。その修正や改正を一括して行うための条例を制定するものでございます。

次に、条例の概要です。まず、改正する関係条例につきましては、①の宮崎県立自然公園条例を初め、ここに記載の12本の条例でございます。

続いて改正の内容です。まず、アとしまして、現在の民法に基づく公益法人につきましては、上記の条例では民法第34条の法人、民法第34条の規定により設立された法人、あるいは公益法人という文言が使われておりますけれども、それらを一般社団法人、一般財団法人または公益社団法人、公益財団法人に改めます。次に、イとしまして、整備法による——整備法といいますのは、上に破線で囲った枠の中の③の法律のことですけれども、この整備法により、特定非営利活動促進法という法律の一部改正が行われることとなりますけれども、これに伴いまして、県の関係条例において引用する条項の改正を行います。次に、ウとしまして、同じく整備法によりまして、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という法律の一部改正が行われることとなります。これに伴いまして、本県の現在の「公益法人等への職員の派遣に関する条例」の題名を、「的」という1文字が入りますが、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」という題名に改めます。また、同じ条例の題名を引用している6つの条例、(1)の⑦から⑫までの条例の文言の修正を行います。

施行期日は、平成20年12月1日です。

なお、経過措置が設けられておまして、2の(1)の③の河川法に基づく流水占用料等徴収条例と④の宮崎県砂防指定地管理条例につきましては、現行の公益法人が公益社団法人または公益財団法人としての認定を受けるまでの間は、流水占用料等の減免の対象とするための経過措置を設けております。

議案第9号につきましては、以上でございます。

続きまして、その他の報告事項でございます。お手元の別冊の職務に関する不当な働きかけの取扱要領の改正についてでございます。

まず、経緯ですけれども、県では19年4月に、公共工事に係る入札・契約業務等に関する働きかけについての取扱要領を制定、施行いたしました。今回、宮崎県行財政改革大綱2007に定める方針に基づきまして、対象業務を公共工事以外の行政分野にも拡大し、県のとり行うすべての業務を対象とすることとして、(1)の要領を改正し、9月1日から、職務に関する不当な働きかけについての取扱要領を施行いたしました。

この要領の目的は、職員がその職務に関して関係者から受ける不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、行政運営の公正性及び透明性のより一層の向上を図るためでございます。すなわち不当な働きかけと思われるものを職員が一人で判断、処理することがないように、記録、報告することを職員に義務づけ、組織として対応するとともに、概要を公表することにより、県政運営の透明性を高めようとするものです。

次に、3の概要です。目的のところアンダーラインが引いてありますけれども、職員とは、知事が任命権を持つ知事部局及び労働委員会事

務局に所属する一般職の職員を指します。また、関係者とは、県庁内外を問わず、上司や県職員OBを含め、働きかけを受けた職員以外のすべての者を指します。

次に、不当な働きかけの定義ですけれども、勤務時間内であるか否かを問わず、入札・契約、許認可等、事業採択、採用・人事、その他の業務に関して、関係者が職員に対してその職務上の行為をするようにまたはしないように要求する行為、議会、審議会、公聴会、その他の公式または公開の場において行われたものは除きますけれども、職員に対して要求する行為であって、公正な職務の執行を損なうおそれがあるものを言います。

その判断基準としましては、要件1としまして、要求内容が法令等に違反するもの、または公正性、公平性を欠くもの、この公正性、公平性を欠くものといいますのは、一個人、一企業の私的利益を図ろうとするものという意味でございます。要件2としまして、要求行為の態様が社会的地位や職位の影響力を利用するもの、または威圧的な言動や執拗な要求等によるものでございます。この要件1及び要件2のいずれにも該当するものについて、公正な職務の執行を損なうおそれがあるかどうかという観点から個別の事案ごとに判断いたします。上記判断基準に該当しない、いわゆる要望、陳情、提言、意見は、当然不当な働きかけには当たりませんし、この趣旨は庁内に徹底いたします。

次の3ページをお願いします。記録等の手続ですが、職員は、関係者から不当な働きかけと思料する行為を受けたときは、相手方に、その内容を記録すること及び不当な働きかけに該当する場合はその概要を公表する旨を告知するとともに、速やかに記録票を作成して所属長に提

出することとします。記録票の提出を受けた所属長は、まず職員に告知の有無を確認し、告知をしていない場合は、改めて相手方に告知をいたします。また、相手方から記録内容について確認を求められたときは、記録票を提示することとします。なお、告知もしくは記録票の提示により相手方から発言の取り消しがなされた場合は、発言自体がなかったものとなります。次に、所属長は、職員から提出された記録票の内容が不当な働きかけに該当するか否かを判断して、総務部長と所管部局長に報告いたします。なお、この所属長の判断に際しては、庁内における取り扱いの統一性を確保するため、当分の間、事前に総務部と協議を行うこととしています。総務部長は、不当な働きかけに該当するものについては、働きかけの概要等を一覧表形式で公表します。この場合、一覧表には個人が特定できるような情報は掲載しないこととしています。

次のページ以降に取扱要領をつけております。

行政経営課の説明は以上でございます。

○西野財政課長 財政課でございます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の歳入について説明いたします。款ごとの一般会計歳入一覧でございます。中ほどの太線の中に今回の補正額及び補正後の予算額を掲げております。まず、自主財源ですが、28億1,442万5,000円の増額となっております。その内訳といたしましては、分担金及び負担金が1,900万9,000円の減額、寄附金が30万円の増額、繰入金が2億9,024万円の増額、繰越金が24億8,375万3,000円の増額、諸収入が5,914万1,000円の増額となっております。次に、依存財源ですが、33億2,413万8,000円の増額となっております。その内訳といたしまし

ては、国庫支出金が22億4,233万8,000円の増額、県債が10億8,180万円の増額となっております。この結果、今回の補正の歳入合計は61億3,856万3,000円となります。

次に、4ページをお開きください。ただいま御説明いたしました歳入の科目ごとの内訳であります。まず、(科目)分担金及び負担金につきましては、1,900万9,000円の減額となっておりますが、これは説明の欄に記載してありますとおり、港湾建設事業費等の減額による土木費負担金等の減額などによるものであります。次の国庫支出金につきましては、22億4,233万8,000円の増額となっております。内訳として、説明の欄にありますように、まず、国庫負担金が土木費国庫負担金の増額等により6億6,039万7,000円の増額となっております。次の国庫補助金は、土木費国庫補助金等の増額により15億5,202万4,000円の増額となっております。次の内訳、委託金は、農林水産業費等の委託金の増額により2,991万7,000円の増額となっております。次の(科目)寄附金につきましては、30万円の増額となっております。これは農林水産業費の寄附金による増額であります。次の(科目)繰入金につきましては、2億9,024万円の増額となっております。これは9月補正の財源とするために財政調整積立金を取り崩し、一般会計に繰り入れるため増額するものであります。次の(科目)繰越金につきましては、24億8,375万3,000円の増額となっております。これは平成19年度の決算余剰金を計上しているものであります。次の(科目)諸収入につきましては、5,914万1,000円の増額となっております。これは、受託事業収入が5,889万1,000円の増額で、農林水産業受託事業収入等であります。また、次の内訳、雑入が25万円の増額であります。最後の(科目)

県債につきましては、10億8,180万円の増額となっております。これは商工費、すなわち農商工連携ファンドの創設に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れるための県債の増額等によるものであります。

続きまして、財政課関係の補正予算について説明をさせていただきます。資料が変わりますが、平成20年度9月補正歳出予算説明資料の13ページをお開きください。財政課の9月補正予算は17億8,187万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は923億2,176万5,000円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。15ページをお開きください。(事項)諸費でございます。これは、税及び税外収入の還付等に要する県庁内の共通経費であります。法人二税の確定申告額が納付済みである予定申告額を下回るなど、今後、還付金の増加が見込まれるため、今回5億4,000万円の増額をお願いするものであります。次の(事項)県債管理基金積立金であります。これは、平成19年度の一般会計の決算余剰金の一部である12億4,187万7,000円を地方財政法第7条の規定に基づいて追加積み立てを行うものであります。この結果、平成20年度末の残高は181億9,875万5,000円となります。

続きまして、決算見込みにおける財政健全化判断比率について説明いたします。委員会資料に戻っていただきまして、10ページをお開きください。平成19年度決算見込みにおける健全化判断比率(暫定値)でございますが、これらについて御説明いたします。まず、一般会計と一部の特別会計をあわせた、1の一般会計の収支見込みについてであります。平成19年度の歳入総額は5,459億3,369万円であり、歳出総額

は5,377億5,082万円でありまして、形式収支(C)欄は81億8,287万円の黒字でありまして、このうち翌年度へ繰り越すべき財源(D)欄52億538万9,000円を差し引いた実質収支(E)欄につきましては、29億7,748万1,000円となる見込みであります。

次に、この決算見込みに基づいて算出いたします2の決算見込みにおける主な指標の状況について御説明いたします。まず、実質赤字比率であります。これは財政規模に対する赤字額の占める割合で、財政再建法でも用いられておりますが、本県の場合、赤字でないため、該当する数値はありません。次に、連結実質赤字比率であります。これは、普通会計に企業会計等を含めた全会計の赤字額の財政規模に対する割合であります。本県の場合、赤字でないため、該当する数値はありません。次に、実質公債費比率であります。これは、公営企業の負債を含めた、当該団体が負担すべき負債の財政規模に対する割合で、平成18年度から導入されておりますが、12.2%となっております。次に、将来負担比率であります。これは、公営事業、公社、三セク等の関連会計、団体を含めて、将来、当該団体が負担すべき負債の財政規模に対する割合であります。212.3%となっております。これらの指標につきましては、いずれも早期健全化基準あるいは財政再生基準に達しているものではございません。

なお、健全化判断比率の概要につきましては、11ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

最後に、健全化判断の4指標に加え、従来からの指標であります経常収支比率であります。この比率が低いほど建設事業などの臨時的経費にも充当できる一般財源が豊かで、財政構造も

弾力性に富んでいるというものを示すものでありますが、この数字が94.3%となっており、18年度と比べると悪化しておりますが、財政構造が一層硬直化しているという状況でございます。なお、健全化判断の4指標につきましては、あくまで現時点での暫定値、見込みの数字でありまして、今後の監査等によりまして変動し得るものであることに御留意いただければと考えております。また、この4指標につきましては、法律により監査に付した上で議会に報告することとされておまして、本県では11月議会に一般会計決算の認定とあわせて正式に報告させていただく予定であります。

財政課は以上でございます。

○後藤税務課長 同じ委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

改正理由であります。地方税法等の一部を改正する法律及び地方法人特別税等に関する暫定措置法が4月30日に公布されまして、公益法人制度の改正に伴いまして、法人県民税均等割について改正がなされたこと、地方法人特別税が国税として創設されたことに伴い、法人事業税の税率が改正されたこととあります。この地方法人特別税は、都市部に税収が偏りやすい法人事業税の約半分を都道府県が地方法人特別税として徴収し、国へ払い込み、その集まったものを国が地方法人特別譲与税として各都道府県へ配分する制度であります。

改正内容であります。一般社団法人、一般財団法人の法人県民税の均等割について、最低税率2万円を適用する。地方法人特別税分が国へ回りますので、その分の法人事業税の税率を引き下げることとあります。

施行期日につきましては、公布の日から施行いたしまして、それぞれ経過措置を設けております。

以上であります。よろしく御願いいたします。

○武田危機管理課長 危機管理課について御説明いたします。

お手元の平成20年度9月補正歳出予算説明資料の17ページをお開きください。危機管理課の補正額は100万円の増額でありまして、補正後の額は3億6,840万6,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。次の19ページをお開きください。(事項)防災対策費100万円の増額であります。これは、説明の欄にありますように、地域防災力向上促進事業に要する経費で、財団法人日本防火協会からの10分の10助成決定に伴うものであります。具体的な事業内容といたしましては、自主防災組織や自治会などに対しまして、効果的に研修を行うためのプロジェクターやスクリーンなどの視聴覚教材を整備するものであります。よろしく御願いいたします。

続きまして、台風13号による被害状況について御報告いたします。

別冊資料の平成20年9月台風第13号による被害状況(9月26日現在)と書いてありますけれども、これに基づきまして御説明いたします。先般の台風13号は、ことし初めて本県に接近した台風ですが、本県では家屋被害や道路、農作物等に被害が認められたものの、幸いにも人的被害はなかったところでございます。

まず、資料1ページの1の気象状況と2の県内の対応であります。今回の台風は、9月17日から19日にかけて、県南地域や宮崎市などで大雨を降らせたところでございます。県では、大雨の状況等に対応しまして、情報連絡本

部や災害警戒本部を設置いたしまして、全庁的な体制で災害対策に当たったところでございます。

2 ページをお開きください。3 の被害状況であります。(1) にありますように、幸いに人的被害はなかったところであります。次に、(2) の住家被害につきましては、日南市や日向市におきまして、家屋に裏山の土砂が流入しまして、2 棟の全壊があったところであります。また、日南市や南郷町を中心に、床上や床下浸水被害が合計で492棟発生したところであります。次に、(3) の避難勧告、避難指示等につきましては、表にありますように、宮崎市や串間市で避難準備情報が519世帯に出されたのに加え、日南市の110世帯で避難勧告が、また宮崎市の鏡洲地区などで避難指示が50世帯に発令されたところであります。

3 ページをお開きください。(4) のライフライン関係被害であります。日南市や南郷町で停電が、また同じく日南市や小林市で簡易水道の断水が見られました。次に、道路では、宮崎自動車道や東九州自動車道で通行どめが行われましたほか、国道220号線の日南市宮浦の土砂災害によりまして、3 日間の通行どめとなったところであります。また、このほか、24路線29カ所の国道、県道で予防を含む通行どめ規制が行われたところであります。9月26日現在で県道3路線がまだ通行どめの規制を行っているところでありますが、それぞれ9月末、11月末までに開放予定であります。次に、(5) の土木関係につきましては、宮崎市の加江田川で浸水被害が発生しましたほか、日南市や日向市でがけ崩れが発生したところであります。また、農林水産の関係につきましては、普通期水稻の倒伏やスイートピーなどの浸水、冠水が見られましたと

ともに、水田のあぜの決壊、農道の路肩決壊のほか、山地や林道、こちらにも被害が見られましたほか、教育施設では、日南市の潮小学校で床上まで浸水したところであります。

最後の5 ページをお開きください。この表は、今回の被害状況を分野ごとに整理したものでございます。現時点で被害額の大きいものは、土木関係で20億円余、森林関係で12億円余が主なものでございまして、合計で643カ所、41億円余となっております。これらの被害に対しましては、現在、県や市町村などにおいて対応に当たっているところですが、県におきましても、関係部局において引き続き全力を挙げて復旧に努めますとともに、現在、台風15号の接近が懸念されている状況でございますので、今後とも適切な災害対応が行えますように心がけてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○四本市町村課長 委員会資料の12ページをお願いいたします。平成19年度の県内市町村の普通会計決算見込み及び健全化判断比率等の暫定値について御説明いたします。

県内市町村の平成19年度決算及び財政健全化法に基づく指標につきましては、現在、各市町村におきまして必要な手続が行われておりますが、全体的な状況がまとまりましたので、現時点での見込みとして、その概要を御報告申し上げます。

まず、1 の決算規模についてであります。表にありますように、歳入につきましては、地方交付税や国県の支出金等の減少により、平成19年度の決算額は、県内市町村合計で4,829億8,100万円、前年度に比べ1.9%の減となっております。また、歳出につきましては、4,742億3,700万円、前年度に比べ1.8%の減となっております。これは、扶助費や公債費などの義務的経費が増加し

た一方で、災害復旧事業費が減少しましたことにより、投資的経費が約90億円、9.3%の減少となったこと等によるものであります。下に過去10年間の歳出の推移につきまして、折れ線グラフにしておりますが、大規模な災害等により歳出が増加した年度——17年度あたりですが——もありますけれども、厳しい財政事情を背景といたしまして、各市町村とも人件費や投資的経費の抑制に努めており、基本的には、平成11年度の5,402億円をピークといたしまして、毎年減少傾向にあるということでございます。

次に、2の主な財政指標の状況であります。まず、ことしの4月から施行されました財政健全化法に基づく指標についてであります。これは、先ほどの財政課長の説明にありましたが、実質赤字比率を初めとする4つの健全化判断比率と、公営企業会計を対象とする公営企業の資金不足比率について新たに基準を設け、基準以上となった団体に財政の早期健全化や再生を求めるものであります。表にありますとおり、いずれの指標も本県におきましては基準以上となる団体はありませんでした。なお、実質公債費比率につきましては、従来から18%以上となった場合、起債を行う際に知事の許可が必要な起債許可団体ということになりますけれども、19年度は6団体がこの許可団体ということになっております。

次に、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率であります。近年は、普通交付税を初めとする経常的な一般財源が減少する一方で、社会保障関係経費などの義務的な経費がふえていることから、毎年度上昇を続けております。19年度につきましても、18年度を上回って県平均で91.8%ということになっております。

次の13ページをごらんいただきたいと思いま

す。各市町村ごとの状況であります。各市町村ごとの財政状況はさまざまでございますが、すべての市町村において近年の地方交付税の大幅な減少等に対応するため、非常に厳しい歳出削減を行い、財政の健全化を進めているところでございます。その中で、公営企業の資金不足比率というのがございますが、これは健全化比率の20%には至りませんが、都農町の病院事業のみが4.8%と、ここだけが資金不足というものがありまして、この数字が挙がっております。経常収支比率が、退職手当等の増によりまして、串間市が100%を超えている状況にあります。大体以上のような内容でございますが、県といたしましては、市町村の個別の財政状況に留意しながら、市町村の住民サービスに支障の出ることのないよう適切な助言に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○外山委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案についての質疑がございましたらお願いいたします。

○鳥飼委員 説明資料の4ページですけれども、繰入金のところですが、財政調整積立繰入金29億というふうになっておりまして、予算説明資料のほうでは、県債管理基金に12億4,100万追加積み立てということになっております。そうすると、財政調整積立金を29億取り崩し、一方で12億、県債管理基金に積み立てを行ったということになるんだろうと思うんですが、これは私もよくわからないんですけれども、県債管理基金のほうに積み立てたということになっておりますが、財調に積み立てるということはあり得ないんですか。

○西野財政課長 今回の基金の出し入れでございますが、まず、先ほど申しましたように、19年度決算において余剰金が24億余り出ましたの

で、法律上、2分の1を下回らない額についてまず基金に積み立てなければいけないということとされており。本来、できればすべて積み立てておきたいところですが、今回、9月補正の歳出の財源が不足しておりまして、そのうちの2分の1を歳出に充当しまして、ただ、それでも不足したものですから、財政調整基金から、29億と先ほどおっしゃいましたが、2億9,000万を取り崩して充てたものでございます。最初の決算余剰金の基金への積み立てにつきましては、おっしゃるように財政調整基金と県債管理基金、どちらか選択ができるわけですが、今後の県債の円滑な償還のために県債の管理基金に積み立てたところでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、財調のほうは幾らになって、4基金は合計幾らになったかというのをお示してください。

○西野財政課長 まず、財政調整積立金でございますが、今回、2億9,000万余り積み立てますので、年度末の残高は64億6,642万円、県債管理基金は年度末で181億9,875万5,000円となる見込みでございます。

○鳥飼委員 4基金を教えてください。

○西野財政課長 約302億となる見込みでございます。

○鳥飼委員 わかりました。6ページの3号議案の県税条例の一部改正ですけれども、これは公益法人が一般と公益に分かれるということで、公益法人以外の一般社団、一般財団というのは、今度は新たに2万円税金が出ますよというふうに理解すればいいんですか。

○後藤税務課長 今まで収益があれば最低税率、納税する必要があったんですが、今回は公益法人の改正がありましたので、それぞれ公益財団法人と一般財団法人に分かれたということであ

ります。

○鳥飼委員 そうすると、今までは収益が上がって税金を納めていた法人というのもあったというふうに理解していいんでしょうか。

○後藤税務課長 そのとおりです。

○鳥飼委員 わかりました。

○中野廣明委員 4ページ、農商工連携地域中小企業応援ファンド創設事業費、本会議で——30億丸々国のほうから貸し付けるか何かして、それを支援財団に貸し付けるという、これは起債対応になるわけですか。

○西野財政課長 このファンド創設事業でございますが、まず、財源としては、先ほど申しましたように、独立行政法人から20億、無利子で借りまして、それに県費1,000万を加えて新産財団に拠出するものでございますが、これを県債と位置づけた理由でございますが、地方債の定義がございまして、例えば県なら県で、県としては資金を外部から会計年度を超えて調達しますのです、これは借り入れ期間が10年間ですけれども、10年後には県は借り入れた20億を返さなければいけないということで、実質的に県の債務になるということで、地方債の定義上からもこれを県債と位置づけているところでございます。

○中野廣明委員 20億の果実が3,400～3,500万になるという話だったんですか。

○西野財政課長 失礼いたしました。ファンドの総額及び運用果実でございますが、まず、県が、先ほど申しましたように、合計20億1,000万円、新産財団に積み立てます。新産財団は別途県内の金融機関から残り4億9,000万円借り入れて、基金の合計は25億となります。それを国債等で運用しまして、年間大体3,000万ぐらいの果実を事業費に充てるということになってお

ります。

○**外山委員長** その他の報告事項についての質疑をお願いします。

○**中野一則委員** 10ページのことでお聞きしたいと思うんですが、決算見込みにおける主な指標ということで、今回4つの比率を出すようになって、すばらしい数字になっているわけですが、連結実質赤字比率がハイフンになっております。これは赤字でないから出されていないわけですが、収支額は幾らになるのでしょうか。

○**西野財政課長** 連結実質赤字比率につきましては、赤字でないことから数字に該当がないということですが、具体的な数字につきましては、29億7,748万1,000円の実質収支黒字となっております。

○**中野一則委員** 連結のほう。

○**西野財政課長** 失礼いたしました。訂正させていただきます。額につきましては、271億3,106万円*の黒字ということになっております。

○**中野一則委員** 連結しても収支が黒字、それから普通会計、説明では一般会計と特別会計を合計したものということで、表が出ているわけですが、単年度収支が19年度、18年度、すべて前年からするとプラスになっているということは、17年から見ても、17、18、19年と年を追うごとに実質収支がすばらしい数字というか、改善されてきているわけですが、宮崎県は財政事情が厳しい厳しい、苦しい苦しいということで、もう7年連続ですか、予算がずっと前年対比マイナスで来ておりますし、一番ピークが平成13年度でしたか、そういう中で実質収支はこんなふうで、ここ3年見ても右肩上がりではない数字が出ているわけですが、その辺の我々が受けるギャップというか、何かいま

ち、本当に苦しいのか、苦しくないのか、わからないようなイメージを受けるんですが、暫定数値とはいえ、その辺のことを説明いただけませんか。

○**西野財政課長** 普通会計または一般会計の実質収支黒字の額につきましては、額そのものについては企業の会計と違いまして、企業の場合でしたら、黒字が多ければ多いほどいいということでございますが、地方公共団体の会計につきましては、黒字が前提であると。その上で、黒字額というのは余り多過ぎても少な過ぎてもいけないと。我々財政運営上、最終的に赤字にならないように、2月補正、そして3月の最終専決補正予算をさせていただいておりますが、そのときにある程度、20億程度の黒字というのを確保しておけば、何があっても最終的には赤字にならないようなことを考えておまして、それで実質収支黒字というのをコントロールしております。

なお、毎年、実質収支黒字が確保されているから財政上は危なくないのではないかという、そういう御指摘ですが、先ほど申しましたように、実質収支黒字というのは、ある程度コントロールして黒字にしているということ、また厳しさをみるものとしまして、毎年、当初予算を組む段階でどの程度の収支不足があるかということも一つの厳しさをあらわすことになろうかと思いますが、その収支不足が、例えば平成18年は222億円足りなくて、その部分を基金から取り崩したのですが、収支不足額が18、19、20と財政改革推進計画の取り組みにもかかわらず、ふえてきておまして、基金残高というのが急速に減ってきております。そういった意味で、財政状況というのは一層厳しくなっているとい

※47ページ左段に訂正発言あり

うことで御理解いただきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 4つの表ですが、将来負担比率212.3、早期健全化基準が400以上ですね。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、これがないわけですが、黒字だからないわけですがけれども、備考欄には、実質赤字比率の早期健全化比率が3.75、また連結のほうは8.75以上ということで、赤字が計上されても3.75ないし8.75というのは、以下であれば健全化基準に達していないということだから、許容範囲になるわけですね。そういうことで毎年度の決算も非常にいい数字、それから将来負担比率もまだ400にはほど遠いということを見れば、もうそろそろ、今、来年度予算にいよいよ取り組まれようとしているわけですがけれども、積極予算を組まれて、沈滞している地方というか、宮崎県の経済の、景気の回復をすべきだと思うんです。この数値から見ればそういう感じがしますが、きょうの議題とは——今言わないと、予算を組まれるわけですから、総務部長はその辺の考えはどう思われるのでしょうか。

○山下総務部長 確かにそういう指標のところ、私、本会議で以前、メタボあるいは病気という振り分け方をしましたけれども、確かにメタボにもまだなっていないという意味ではそうなんです、先ほど財政課長が申し上げましたように、基金を取り崩してある意味では実質収支を黒にしている。どんどん基金が減ってきている。しかも取り崩し額がふえているという、そういう状況が一つあります。そういうことと言えば、財政運営としてはだんだん後ろがなくなっているというのが基本的な状況ではないかと思えます。景気対策なり、県として果たすべき役割は果たしていかなければならないと

いうのは当然ですが、安定的に財政運営をしていくというのがやはり大きな課題でございますので、その辺をにらみながら進めてまいりたいと存じます。

○中野一則委員 実質赤字比率あるいは連結実質赤字比率が黒字ということで書いていないわけですがけれども、現実には病院会計とか非常に厳しいわけですね。法令に従ってこの数値は出されているから、これに間違いはないと思うけれども、何かいまいち、私個人としてははっきりしないわけですがけれども、数字に間違いないだろうと思いますけれども、正式には11月議会に提出されるだろうと思いますから、いま一度検討というか、把握をし直していただきたいと思っております。

それともう一点、19年度市町村普通会計決算のことについてであります、市町村課長にお尋ねしますけれども、13ページの表を見た場合に、えびの市、将来負担比率が13.8ということで、びっくりするようすばらしい数字ですね。県下1位でしょうか。経常収支比率は95.7ということですから、平均並みであるわけですがけれども、実質公債費率が大体同じくらい。この表から見れるのは、こういう数字になるということは、将来的には経常収支比率もすばらしい数字が出るというふうに読める表なんでしょうか。

○四本市町村課長 ここに書いてあります指標は、各市町村がいわゆる財政再建団体に転落することのないように事前に防止するために設けられた基準でございます、必ずしもこれが市町村財政の健全性の度合いをはかる基準ということでもない面があります。えびの市、確かにほかの団体と比べて低い数字になっておりますが、この数字が適当であるか、あるいは低過ぎるのか、それは各市町村の社会資本の整備の状

況とか、下水道とか病院などの公営企業の状況とか、市町村によって大きく実情が異なりますので、一概には言えない面がございます。各市町村においてそれぞれの実情に応じて総合的に判断していただかないといけないので、えびの市の状況がどうかというのは一言では言えない面があります。

経常収支比率のお話がありましたけれども、えびの市の経常収支比率は確かに19年度は95.7ということで、それほど高くないような数字になっておりますが、平成16年度までは年々増加いたしましたして、16年度においては県内市町村で最高である99%ということになっておりました。その段階では特に人件費の割合が非常に高かったということで、その後、行財政改革が進められてきて、この数字にまで低下をしたと、そういう経緯の数字でございます。

○中野一則委員 経常収支比率はそういうことで、人件費等が少なくなったからいい数字が出てきたと思うんです。将来負担比率もうんと少ないということは、早期健全化基準以上ということは、350%以上であれば早期健全化を図りなさいという一つの数値だと思うんですが、それにはほど遠いということですので、えびのも県の予算もなかなか投下されにくい地方で、またえびの市自体、いつも厳しい財政状況であります。逆に言えば、借り入れをもっともっとふやせる環境にあるというふうに読めんことでもないかと。350%以上になるためにはかなりの数字があるわけですから、それこそもっと積極的にしてもいいような気もするんです。その辺の指導というのは市町村課として、もっと公共投資をうまくして雇用の面を図りなさいとか、いろいろそういう指導というものはされないものでしょうか。

○四本市町村課長 あくまでこれらの指標は、悪くなったときに、あなたのところはこれこれです。悪いから、少し事業を抑制しなさいとか、財政運営を考えなさいとかいう、私どもが助言する場合のことにはなると思うんですが、この数字が低いから、ある意味でそれがいいからといって、もうちょっと借入金をしなさいとか、公共事業をふやしなさいというところは県の立場としては——それはあくまで各団体において、あるいは各市町村の議会等において議論されて決定をされるべきものというふうに考えております。

○黒木委員 同じ表ですが、各市町村の公営企業がなかなか見えないんです。特に夕張で表に出てきたのは公営企業ですね。ここの貸し付けが非常に多くて、結局はここでやられた。実質は裏でわからなかったというのが現実なんです。我が県内の市町村でも公営企業がどうなっているのか、そこあたりもう少し明らかにしてもらいたいと思うんです。でないと、その部分が見えないんです。一般会計の部分しかなかなか上がってこない。各市町村のそういった公営企業、特に病院だとか、ここでは都農町が出ていますけれども、公立病院を持っているところはほとんど赤字です。ここで黒字のところはないんです。全病院が赤字という状況だと思うんです。そういうところはほとんど市町村の持ち出しということが出てきているわけです。ですから、非常に病院関係は苦しい、こういう見えない部分が確かにあるんです。市町村の公営企業の分をいずれどこかで——それぞれ開発公社とかいろんなものを持っていますね。下水道特別会計とか、いろんなものを持っています。一度そういうものを明らかにしてもらえませんか。そうすると、もうちょっと見えるんです。

各市町村がわからない。これだけでは全然見えないところがあります。一度そういうものを…、市町村課かな。

○四本市町村課長 今回御報告をいたしましたのは、あくまで決算の速報値的な、暫定値ということでございまして、各市町村の公営企業を含めました決算状況につきましては、まだ各市町村ともそれぞれの議会での決算審査とか終わっておりませんので、正式にそういう決算になりましたものはまとめてまた御報告する機会があると思っております。

○黒木委員 わかりました。そうしてください。

○鳥飼委員 今の表で速報値ということですが、これも、これ、総務省に報告をして、全国一覧といいますか、それが出るのはいつごろになるのでしょうか。

○西野財政課長 まず暫定値、見込みの段階のものについては、今月末にも総務省から公表が行われるというふうに聞いております。確報値になりますと、それぞれの議会で決算審査等を終えまして、議会で説明が終わってから、報告をしてからということになると思いますので、本県の場合、11月議会に予定させていただいておりますけれども、そういったものが出そろってからということで御理解いただければと思っております。

○鳥飼委員 わかりました。県もそうなんですけれども、とりわけ市町村の、今、黒木委員のほうからも出ましたけれども、本会議でもお尋ねいたしました、公立病院を持っているところは本当にきつい運営を強いられていると。公立病院ガイドラインのQ&Aを見ても、医師抑制策をとる、研修制度をやみくもに入れてしまったという政策の誤りの結果、医師不足が起きて、医師不足があるから、そこは診療所にしなさい

よとかいう、ネットワークをつくりなさいよというような、まるで国に責任がないかのような論調でそういうものが示されているわけです。参考だといいながら、そうやって圧力をかけているのが現状だと思うんです。例えば、椎葉村の村長さんは、村立病院がなくなったら椎葉村はなくなるという思いから、一般会計から入れていこうというふうなこともおっしゃっておられるんですが、住民が、県病院の場合は県民が判断をする際に——不採算部門をかなりやっていくわけですね。小児医療なり、周産期医療なり、救急医療なりという政策医療をやる中で、この部分についてこれが赤字ということまで上がってきていますよと。住民の皆さんは、それでも一般会計から繰り出しますよという判断も迫られるときが来るのかなというような、もっと先だろうと思うんですけれども。ですから、そういうものを市町村課としても、県としても示していく必要があるんじゃないかと。難しいというのは聞いておりますけれども、しかし、それを示さないことには、単なる赤字だ、だから病院を診療所にするんだ、廃止にするんだという議論では余りにも乱暴過ぎて、宮崎のような、私、宮崎市に住んでいますけれども、中央地区はいいですけども、それ以外のところは大方のところ医療で困っているという状況がありますから、そういうものを示していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○四本市町村課長 お話のように不採算医療の部分の赤字額というんでしょうか、そういう数字というようなものをできれば出して、議論をそれぞれしていくということは非常に重要なことだと思っております。ただ、委員も御指摘のように、その基準というようなものも、全国的なものもございませんし、また特に小さな

市町村の病院の場合には、事務的な体制も非常に小さいわけで、今すぐにそういうことをつくっていくというのは非常に難しいのかなど。ただ、将来的なこととしてはそういうことも重要になってくるかというふうに考えております。何らかのものがまた国等で示されれば、当然県としてもそれで助言をしていくということになると思いますが。

○鳥飼委員 確かに難しいというのはわかるんですけれども、実務をしておられる、例えば主管課長、そういうところのポストになられた方は、それは簡単だろうと、これで出したらどうかと言うけれども、実務的にやっておられるところからは、なかなか難しいんですということで、その繰り返しだというふうにして、課長、部長になられた人からもお聞きしたことがあるんですけれども、計画をつくるのも間もなくですから、そこで本当に判断を迫られて——銚子市立市民病院が廃止されて、入院の必要のある人も強制的に転院をせないかんというのがテレビでもやっておりましたけれども、そこは宮崎県のような田舎といいますか、地方では大事なことだと思うんです。四本課長のところでも難しいというのはもちろんわかるんですけれども、何か早急に示して行って、政策医療、不採算医療にかかわる分は、例えば五ヶ瀬の町立病院を運用するとか、日向でしたら東郷病院があるわけですが、それぞれあるんです。串間もありますし、私、串間にも行って鈴木市長にもお会いして、市民病院の院長さんにもお会いしてきたんですけれども、そういうものを示してあげないと、地域に住めなくなってくるんじゃないか、そんな危機感を私は覚えているものですから、病院局とも、同じような立場になろうかと思いますが、協議をしていただいて、何

らかお示しをいただきたいと思います。要望ということにしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中野廣明委員 きょう、財政の資料がいろいろ出たけれども、ことしは全国と比較したりしていないんですけれども、2～3年前、去年まで見ると、こういう経常収支、公債費率、よそと比べると宮崎はいいんですね。確かにいいと思う。ただ、今、地方は疲弊し切っている。このままいくと、10年先にやっと高速道路ができて、宮崎はますます陸の孤島になりつつあるのかなど。今、熊本なんか行くと、新幹線とか工事が出てきて、いい話ばかり。また一般市場公募債になるんだけれども、この間、新聞を見ていたら、外国から一般市場公募債を集めていいですよという時代。そういうのを含めてもうちょっと何か積極的に——県庁の財政だけがよくなればいいという話なのか、宮崎県全体の景気というか、活力が出るという、そういう意味で、うちの決算書ばかり見ているとどうしようもないので、今度、12月に向かって九州管内、とにかくいろんな指標、都合のいいところだけじゃなくて、いろんな指標を比較した分析表をぜひ一回提出してもらおうように……。宮崎だけ見ると、比率で見ると、いいものな。

○外山委員長 次回の委員会のテーマになるかどうか、検討をお願いします。

○鳥飼委員 別冊で報告のありました不当な働きかけについてお尋ねしておきたいと思いますが、いろいろ書いてありますけれども、結局、発端は前知事の犯罪だったということから始まっているんですね。職員の皆さん方がやった、やらされたというわけなんですけれども、対象職員は一般職員ということになっているんですけれども、いわゆる特別職の場合はどんな

ふうな取り扱いになるのでしょうか。

○加藤行政経営課長 対象となる職員といいますのは、働きかけを受ける側が一般職員でございまして、関係者という、いわゆる働きかける側といいますか、こちらは特別職も含んだすべての職員ということになります。

○鳥飼委員 特別職も働きかける側でもあるし、また逆の側でもあるわけで、対象職員というのが絞られているのを、そこをすっきりしていただきたいと、私はそんなに思うんです。去年の6月議会でも、知事に山下部長のところに来ていただいて、私をつくれと言うんですかと、こう言われたんですが、そうですと私は言ったんです。結局、今回の談合事件、これの発端になったのは、トップが絶対的な権力というか、力を持っている人が行った犯罪の結果、そういうふうになっていったわけで、そこに対する歯どめというものがどうやってかけられているのかなということなんです。そこをどう考えておられるのか。

○山下総務部長 知事が特別職だとしますと、どなたか、部外部内を含め、働きかけを受ければ、当然、知事の命を受ける一般職の職員がおりまして、その部分をとらえて対象職員というふうに言っていますので、当然一般職の職員を経由しない限り働きかけというのではないという前提に立っています。そういう意味でこれは使っています。対象となる関係者には当然知事も含まれますし、あるいは場合によっては、例えば私どもも部下職員等から見ればここで言う対象となる関係者ということも十分あり得ます。

○鳥飼委員 そうやって聞けばわかりますけれども、部長が説明をすればわかりますけれども、普通わからないですね。普通は、該当していませんと。例えば、私が知事に言っているいろいろ働

きかけをする。私の言うことは聞かれんとは思いますが、そういう働きかけをする。そういうことも出てくるわけで、それから一般の企業の人も出てくるわけですから、押さえていただきたいのは、こういうのをつくられるのは結構ですけれども、やっぱり事件の反省から出てきていると思うんです。それをしっかり押さえていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

(3)に判断基準というところがございしますが、個別の事案ごとに判断をするというふうに書いてあるんですけれども、これはどなたが判断をすることになるのでしょうか。

○加藤行政経営課長 先ほど説明しました要件1、要件2というのがございしますが、それに該当するものであって、さらに公正な職務の執行を損なうおそれがあるかということ所屬として客観的に判断するということとでございます。所屬長あるいは所屬としてということとでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば税務課とか行政経営課とかありますけれども、その所の長が判断をするということですか。

○加藤行政経営課長 職員が属するところの所屬長ということとでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば出先のあるところで所屬長がそういう判断をした、その時点で公表するということになるのでしょうか。

○加藤行政経営課長 先ほどと重複いたしますけれども、まず、働きかけと史料される行為があった場合は、その旨を相手に告知いたします。職員が対応して、職員がそのとき告知していなければ、その報告を受けた所屬長がその旨を聞いて、告知をしていないということであれば職員が告知をして、相手方の話も聞いた上で判断

をすることになります。

○**鳥飼委員** はっきりわかりませんが、要するに、私が申し上げたいのは、一連の事件の中で職員の皆さん方が内向きになっている。いろいろな知識、経験とかもしておられる方がたくさんおられるわけですから、そういうものを積極的に県政に生かしてほしいという思いがあるわけです。ところが、一連の事件もあった結果、どうも自分の部署だけをしっかりと守っていけばそれでいいんじゃないか、それがコンプライアンスだというふうな、何かそんなふうになっているように私、受けるものですから、職員の皆さん方のいろいろなものを出して、自由闊達に県庁の中を元気にしていって仕事をやっていただきたいというのがあるんです。しかし、こういうものが出てくるし、横文字のコンプライアンス、人事課長から怒られるかもしれないけれども、コンプライアンスリーダーとか、どうも素直に「はい、そうですか」と言えない感じがするんですね。そんな思いがあるものですから、総務部長もそういう思いが私どもにあるというのを受けとめていただいて、職員が元気に仕事ができるようにという、これも含めた環境づくりに努めていただければというふうに思いますので、これは要望にしておきたいと思います。

○**中野一則委員** 今の関連であります。記録及び報告ですけれども、第3条の第2項に、職員は、関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、別記様式1に基づいてこの働きかけ（要望等）の記録票を作成するというので、別記様式1がありますね。不当な働きかけがあったときにはこの票をもちろつくるんだと思うんですが、要望等のときにもつくるといふことですが、議員なら議員からいろんな不当な働きかけがあるとあるのに、

要望等の記録票にもなるんですね。このあたりはどういうときにこの票をつくることになるんですか。

○**加藤行政経営課長** 県のいろんな仕事をしていく上で、重要なことは基本的には記録に残すということになっておりまして、ただ、上司に報告するときも記録をとって報告するということになりますけれども、上司というか、所属長がそれは不当な働きかけでないと判断した場合は、不当な働きかけでなくて、そういう要望があったということでの記録ということになります。票の下のほうに注で書いてありますけれども、不当な働きかけに該当する場合は、「要望」というのを消して「不当な働きかけ」ということです。所属内で判断して、それは不当でなくて要望だということになった場合には、不当な働きかけというのは消して要望を受け付けたという記録票になります。

○**中野一則委員** 1ページの一番下の段、いわゆる要望、陳情、提言、意見は不当な働きかけに当たらないと。要望と一番先に書いてあるわけだけども、要望はここに当たらないと書きながら、実際は要望もいつも記録をするというふうに読めるんですね。

○**加藤行政経営課長** 要領の第3条の2にありましたように、不当な働きかけに該当すると思料したとき、これは不当な働きかけじゃないかと職員が思ったときには、まず記録して上司に報告するというのでございますので、いわゆる陳情、要望というのは、最初からそういうものであれば、この要領の対象ではないということでございます。

○**中野一則委員** 非常にこの辺があいまいで、職員にも腹の太い人もあれば、気の小さい人もいるから、ひょっと思い出した分で、思料する

わけだから、働きかけがあったと思うし、この様式をつくれれば、しょっちゅう記録用紙は作成されていくんだと思うんです。職員に個人差があるわけだから、こういう記録票が実際はどんどん残っていくということになると思うので、この辺はもっと真剣に、これを実施に移すときには、この記録用紙のあり方、管理の仕方等も再検討をしていただきたいと思います。

それと、1 ページの3 の概要の(3) 不当な働きかけの定義の判断基準の中の要件2の②、威圧的な言動や執拗な要求等によるものということで、「等」というような言葉が使っていることがこれがまたあいまいなんです。威圧的な言動、執拗な要求等だから、まだたくさん考えられるということだと思ってしまうんですが、「等」はどういうことかをわかっている範囲内で……。これがまた将来は、「等」と書いてあったことでたくさんの方が列記されていくと思うんです。ひとり歩きをすると。

○加藤行政経営課長 威圧的な言動と執拗な要求ということで繰り返し繰り返しされるようなものとか、職員が身の危険を感じるぐらいに強要されるとかいったようなことでございまして、そこに要件も含めて「等」と書いてしまいました。

○中野一則委員 もしそれがわからんようであれば、「等」は削除すべき話であって、これは説明資料ではありますけれども、判断基準ということで恐らくこういうことを書いて、各部各課を通じていろいろと職員に説明がこれからあると思うんです。あいまいな、後々幾らでも注釈とか、解釈ができるような書き方はいかかなものかというふうに思います。部長、再検討をお願いしますが、どうでしょうか。

○山下総務部長 今回、要領改正いたしまして、

こういった表現は改めて加えたものですが、判断というのは大きなものがありますので、そこに間違いのないようにということが基本だろうと思います。そういったことで、先ほど行政経営課長から申しあげましたように、不当な働きかけと判断した時点で相手方に告知して、それで相手方がそれを撤回するというのもありますし、その場合は、なかったことになるんですが、次の所属長で判断するとき、いや、それは不当な働きかけではないという判断も当然あると。それにさらに今回、当分の間ということで、最終的には総務部と協議してくださいと、そういうことで判断の統一性を図りましょうといったことでやっております。細部の表現については職員に誤解のないようにさらに詰めをしたいと思います。

○中野一則委員 これはいわゆる関係者、我々が中心だろうと思うんだけど、弁明の機会というのがどこかにあったですか。

○加藤行政経営課長 手続のところでは御説明いたしました。まず、2 ページの手続の(1)のところ、職員が不当な働きかけと認める行為を受けたときは、相手方にその内容を記録すること及び不当な働きかけに該当する場合は公表するという、この旨を告知いたします。記録しますよと、私は不当な働きかけというふうには受けとめましたということですので、それを告知しますから、今、委員がおっしゃった弁明というのは、弁明といいますか、そういう不当なことをさせようという意図ではないとか、あるいはこういう意味だったということはそこで話はできると思います。さらに、そうした上でも、そこでそれが働きかけでないというふうにはわかればいいんですけれども、それでも働きかけかどうかわからないと、記録ということもご

ございます。そのときは、記録を確認したいということであれば、それを提示いたしますので、そこで弁明といいますか、そういう事実じゃないんじゃないかというところの確認はできます。

○中野一則委員 いまいちすっきりしませんが、何か欠席裁判みたいな感じがしてなんのですが、そうならないようによろしく願います。

○黒木委員 さっきから出ていますように、今回は官官から始まったものですね。結局知事の問題。実際は、皆さん方にも今かかってきている問題でしょう。皆さんの上司、先輩後輩の中でも出てくる問題、これを議員、我々に押しつけているような気がしてなんのです、これを見ると。今まで議会の中で議員がそういうことをやった事例というのはあるんですか。

○加藤行政経営課長 この要領は、先ほど言いましたように、関係者といいますのは、県の職員、上司、OBも含めまして、すべての人が対象でございます、特定の人をターゲットにした要領ではございません。そういう意味で、先ほど前の談合事件というのは官の内部からとおっしゃいましたけれども、これは県職員も対象としているものでございます。

○黒木委員 これは内規ですね。内規をこういうふうに出して、みんなにどういうふうに戒めようとしているのか、わからんです。内規だから自分たちできちっと守っていけばいいことを、外に出して我々を萎縮させるような、議会に圧力をかけてきているような気がしてならない。ここに威圧的と書いていますが、私たちも声は小さいと思うんだけど、やっぱり大きい人は威圧的に聞こえるんです。大きな声で言われると、感じるでしょう。威圧を感じますよ。特に議員に大きな声で言われると、皆さ

ん感じとしてそういうふうを受け取るんです。そうすると、あの人から威圧的な行動をとられたとか、そういうことを常に書かれる。最終的にどうなるか。言った言わないで裁判ざたになるんじゃないかと心配するんです。自分はそんなつもりで言っていないと。いや、そういうことで受けましたと、そうなったらどうするんですか。こんなことで裁判になって、仮に議員を例にとると、次の選挙はその人は落ちます。そういうことの事例が出てきたら、裁判ざたになると、物すごく議員を萎縮させるんです。我々チェック機関が皆さんに何も言えない。チェックもできない。チェックしようとする、威圧だとか何とか言われたら、議員は何も議会活動できない。本来のそういう議員の活動というものを非常に狭めていくんじゃないかと心配する。内規のものは内規でしっかりやっておけばいいのに、公表して、自分たちのことから始まったものを全部周りにかぶせてしまおうとしている、こんな内規はないと思うんです。ここあたりはしっかり知事も——一例という話だけでも、そういう事例はありませんというけれども、やっぱり威圧を我々は受けるんです。皆さんもそう思っているかもしれない。発言が非常に狭められるというふうに思うものですから、その辺はどうですか。

○加藤行政経営課長 3点ほどあったかと思えます。内規という話でございました。目的のところにもあるんですけども、不当な働きかけがあった場合に、職員が一人で判断して処理することがないようにという、記録してちゃんと報告しなさいという職員に対する義務づけというのがまずございます。それから、威圧的ということでございますけれども、先ほどの要件は1と2がいずれも該当する場合ということです

ので、威圧的なことがあっても、内容が例えば法令等に違反するものとかでなくて、ちゃんとした議論であれば、幾ら威圧的というか、大きな声を上げて、これは要件には該当いたしません。それから、先ほど一方的に公表というような趣旨の御発言、御意見でしたけれども、先ほどから言っていますように、まず告知をしますし、記録の中身についても請求があれば見ることが出来ますので、どこかわからないところで一方的に公表するということではございません。

○黒木委員 部署的にはどういう部署が一番起こるんですか。私は、全部署ではないと思うんです。全部署で起こりそうにないだけけれども、特に県土整備部なんかそうですね。県土整備部なんか工事だとかいろんな事業がありますから、ここあたりが今まで一番起こったわけでしょう。教育委員会は別だけれども、一番起きているのはそういうところじゃないですか。ほかにどういう部署が一番起こりそうなんですか。やっぱり事業課ですか。

○加藤行政経営課長 これまで不当な働きかけがどこであったかというものは、実績は把握しておりませんが、確かに許認可関係とか事業をすることが多いのではなかろうかというふうには思っています。

○黒木委員 そういうことであれば、その分を条例でうたったらどうかと思います。部分的になっただけじゃ、条例でうたえるじゃないですか。条例じゃ議会は通さんけれども、恐らく議案は通らんとおもうけれども、何か条例的にできないものか。

○加藤行政経営課長 先ほど言いましたように、どこでということではなくて、すべての職員がすべての業務に関してということを対象にして

おります。それから、先ほど言いましたように、これは、職員の記録、報告することを義務づけることが一番の目的でございますので、今回は要領として定めたところでございます。

○黒木委員 お互い職員間でこういうことでぎくしゃくしそうな感じもするし、そんなことで一々メモして、それを残して、またそこでぎくしゃくするというのも、職員も萎縮する面があるんです。だから、余り好ましいことではないなど。職員もこれは恐らく望んでいないと思うんです。特別な場合はあります。暴力団みたいなのが入ってきて威圧的にやるとか、いろんな場合があるかもしれないけれども、それ以外にはそんなに起こる事案じゃないと思うんですけども、しっかりその辺は職員間でやってください。職員も、まじめな人ほどそういう人が多いんです。太っ腹の、県民のことをしっかり考えよう、このくらい輪を広げようという人は、ある程度包容力といいますか——そういうのも欲しいなと思うんです。まじめな人間ほど書くんです。

○中野廣明委員 意見を言わせてもらおうと、官製談合のときに、知事がかわって、県民の信頼回復ということを出したわけですね。ということは、県職員に対してというような感じで、一部の知事の付近から出た官製談合が県職員みんなという話にまとめられてアナウンスされた。今度は「預け」の問題が出て、あのとき一番腹が立ったのは、また最後はコンプライアンスの問題、そして各課にコンプライアンス委員まで置くのはおかしいと私は言ったけれども、コンプライアンス委員まで今置いているわけでしょう。結局あの問題だって、最終の幕引きというのはコンプライアンスの問題で終わらせているわけだ。あの制度というのは全国同じことをやっ

ているわけよ。それを言おうと思っただらとめられたから、また言い過ぎて波紋を広げるといかにんと思って言わなかったけれども、みんな全国やっておった問題を宮崎県職員のコンプライアンスとして幕引きして、最後はコンプライアンス委員なる、KGBじゃあるまいし、そんなのまで置いて、コンプライアンス委員を置いて、またなおかつこういうところまでしている。一体宮崎県庁は何をしているのか。よほど県職員はコンプライアンスに欠けているかと、そんな話だ。私だって県庁におったけれども、ここにはいない県会議員から3回ぐらい威圧的におどされたような形だけれども、それはできませんと断ればそれで終わる話だ。一人の対応のときは上司に相談すればいい話で、県民が疲弊して、経済的に不景気なときに、県庁はコンプライアンスの問題ばかり内部のそういうことをやっておって、もうちょっと宮崎県全体が今どうなっているとかそういうところを何かせんと。県庁職員のコンプライアンスの欠如、公務員たたきと県議会たたきと、そういうのをやれば支持率が高くなるというような感じで。知事がそういうのをやれと言っているのか、だれが言い出してこういうことをやっているのか、もうちょっと前向きに考えんと、職員が、密偵じゃないけれども、コンプライアンス委員になって、そんなのを置かないと宮崎県職員はコンプライアンスが保てないのかと、部長として情けないことはないですか。私は恥ずかしいと思うんです。

○井上委員 関連で。知事が不当な働きかけをされたから、ああいう官製談合というのは起こったんですね。あ那时的の下の人というのは、知事から言われたものだから、それに対して反論できなかったの、ああいう事件が起こったわけです。この中に知事はどうなって、さっき言

われたけれども、所属長が知事に対して、告知しますと言うのかどうかということですね。何度も中野委員からも出ていたけれども、この問題というのは、職員がそんなに不当なことをずつとしてきたのかということになるような気がするんです。知事が働きかけたときはだれがどんなふうにするの。そこが一番いかにと言われていたわけでしょう。それと、特別職と特別職の間でそういうことが行われたときがいかにいうふうに使われているんだけれども権力を持った人がした場合が本当に威圧的になるわけで。私たちは言うばかりで権力を持っているような人はいないわけだけれども、だから執拗にお願いしたりするところがあるわけだけれども。はっきり言って、権力を持っている人がそういうことをした場合、例えば総務部長が副知事から言われたとかいったときに、告知しますと言うのかという問題です。公務員として本来、法律で守るべきことについて守るといって、普通そうであるべきというふうに思うんです。余りにも職員全体のモチベーションを下げることでしかないというのは何なのか、意味がわからないんです。法律を守らないでいいとか言っているわけじゃないんです。確かにそれはベースであると、基本であるというふうに思うから言っているのであって、知事からそういう不当な働きかけがあった場合にどうするんですか。不当かどうかという判断すらもどうするのかというのが、私もよくわからない。知事がこの前、怒髪天をつくというのを鳥飼さんが取り上げられて議場で言われて、200円下げんかみたいなことを言われたというのを聞いて、一方では、民間感覚を持ってほしいというのが知事の感覚だったかもしれないけれども、知事があんなふうになんと言われたときに、たまたまああいう場所だったから

あれかもしれないけれども、職員に対してそうやって知事が言われた場合は、どうするの。知事がそういうことをした場合はどうするの。部長もその下の人に何か言った場合はどうするの。

○山下総務部長 私に来たらですね、そのときは、私が知事に告知して先ほどのような手続に入るんですが、もし知事に言いきらなかったら、公益通報制度という匿名でも、例えば弁護士等に通報するという方法がありますので、当然それは使えるということでございます。制度的には、それこそ自分以外はすべて職員も含めて、不当な働きかけを受けるという立場に職員は立つんですが、コンプライアンスの問題を特に最近締めつけといいますか、そういう意味で厳しいとおっしゃったんですが、推進委員というのは、別にKGBをするわけではなくて、それぞれの職場で適法な仕事の仕方はどんなふうにするかというのをいろいろ話し合いをしながら確認していこうという立場、それを取りまとめるという立場でコンプライアンス推進委員を置いています。

○井上委員 農水省の問題も、今回起こった事故米の問題も、すべて内部告発です。あれは内部告発がなかったら、実際はわからない問題です。本来は職場の中でそういうことを上司に言いたいけれども、言えないから内部告発というシステムをとるわけ。守られて内部告発できるようにしておかないと、現実には「おまえ何か言っただろうが」みたいな話でお互いがお互いを縛るようなことになってきたら、行政組織というところは本当の意味で明らかには絶対ならない。そういうことを考えたときには、内部告発ということをきちんとしたシステムとして守りながら、そこがきちんとできるようにしないと、なかなか難しいと思う。「あんた言ったやろ

う」みたいな、そんなことばかりをお互いで言っているだけではどうにもならない。内部告発した人たちをある意味では守っていくという体制がないと無理だと思う。無理だという言い方は変だけれども、でないと、そういうものは公開されないし、前に進まないと思う。そこがどういうふうに議論されるのかということが大事だと私は思っているんです。

○中野一則委員 どう考えても、この要領はいただけません。取り下げしてほしいと思います。これは知事が東京から物を言うときの何かいい材料にされて、どうもいまいちすっきりしませんね。職場でお互い同士、あるいは議員と職員であろうと、知事と職員であろうと、あるいはOBであろうと、だれであろうと、県勢発展のために、県民福祉向上のために、口角泡を飛ばして、時には大声を張り上げて、かんかんがくがくの議論をすべきだと思うんです。このことはそこをやがて押さえるような気がするんです。行き過ぎとか不法行為をすれば、別途法律があるわけですから、それで処分すればいい話であって、これは今言ったように、県勢発展のために職員が議論していく上からも、そうできないような環境にするという気がしてなりません。再考をしていただきたいと思います。

○外山委員長 私も、そんな気がいたします。要するに断ればいいんです。それができない前提でこういうことをつくられたんでしょう。何となく小学校レベルの学級規則みたいなもので、いじめられたら言いなさい、委員長が担任に上げてどうのこうのという、学級裁判が起こるような、大変失礼ですけれども、幼稚な、レベルの低い取り決めみたいな気がします。結論は、私が何か言ったときでも、それは法に触れるとか、不当であれば断ればいいんです。対象はやっ

ぱり我々、こっちですね、明らかに。中野委員が言われたように、明らかに不当であれば、通せば罪に問われるわけですから、違法ですから、こんな決め方は、個人の私見ですけれども、幼稚な気がする。

○鳥飼委員 もう言わないでおこうと思ったんですけれども、いろいろ出ていますので、準公金の取り扱いについて文書を出されたと思います。それはどんなふうなことで出されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○岡村人事課長 準公金については、準公金の横領という不祥事がありましたものですから、それについては今までも幾つかあったりしておりました。準公金については横領事件を起こしやすいような状況が少しあったということで、準公金の取り扱いについても一定の基準をもう一度、今までも指導はいろいろしておりましたけれども、徹底をするという意味で、7月18日に通知を出して、各所属でもう一度見直しをしてもらいました。例えば通帳と印鑑は必ず別の人が管理するとか、そういう基本的なことですけれども、そういう徹底を図ったところでございます。

○鳥飼委員 準公金といいましたら、例えば外郭団体なり、日赤はないですけれども、そんなところの事務ということになるだろうと思うんですが、それが大きくなって、その下位のいわゆる親和会、親睦団体についても同じような取り扱いをしてくださいというふうな文書を出しているところもあるんです。これは最初に出されたものと違うだろうと思うんですけれども、こういうことじゃなかったのにという思いがあるでしょうけれども、文書としてそういうふうに出されると、どんどんと広がって行って縛っていくような形になるんです。この職務に対す

る不当な働きかけも同じように職員を縛っていくんじゃないかと。いろいろ懸念の意見が出ているように、もっといろんな意見を出してもらいたいし、この地域の農業をどうするかとか、福祉をどうするかとか、かんかんがくがくやる雰囲気になっていかないというところを皆さん心配しているんじゃないかと思っておりますので、人事課長、答えなくていいですけれども、そういうところを私どもは懸念として持っているわけですから、県の行政が県民のために進んでいく、知恵を出していく、汗を出していくということで、本当にみんな一生懸命やっていると思うんですけれども、それが縮こまってしまっているんじゃないかということを心配しているわけですから、ここはしっかり受けとめていただかなくてはならないと思っておりますね。

○中野廣明委員 倫理規程、こういうものをコンプライアンスの欠如で見えて、そこの部分というのは、とにかく民間の人と接していろんな意見を聞いて、発展的ないろんな事業が構築できる。こういうのができたものだから、自分で金出しているも変な目で見られるとか、みんな萎縮してしまう。飲み方のよだきい人はそれを理由に断ればいいわけです。逆に、いろいろ聞くと、須木村が開発した特産品を持ってきても受け取ってもらえんとか、何か萎縮している。人事課としてはどんなふうな指導しているのか。もうちょっと建設的に、これぐらいいいですよとか、もうちょっと伸び伸び仕事ができるようなこともせんと、ただ縛って縛って、自分で金出しているも、だれかと行っていたら変な目で見られる。自分で飲み方に行っているも、変な目で見られる。みんな萎縮する。消防出初め式なんかあると、昼飯の食べ方があるわけだが、それにも今出らんようになった。意見も何

も出ない。ただ、あいさつしてと。もうちょっとしっかりせんと、コンプライアンスが全員欠けたような形で、そんな関連文書を人事課が出すから、萎縮してしまっている。ぜひそこはしっかりフォローしてもらいたいと思います。

○井上委員 似たような意見ですが、実は議員はいろんなところに行くので、いろんなところで民間の企業の人たちとか会うわけです。新しい製品、新しいシステムを開発した話とかを地元の業者に聞くわけです。それがどんなふうにも今後仕事に役に立つか、行政に役に立つかということも含めて、こういうのを一緒に勉強しませんかと例えば働きかけをしたら、これは一企業の利益に対して口ききをしたということに絶対なると思うんです。本来、職員も知っていたほうがいい情報も入らないで、そのままということになると思うんです。問題は、情報の共有をして、どうやって県民、市町村の人たちにも役に立つようにしていくか、使う使わないはその後の話であって、その活用をどうするかというのはその後の話だと思うんです。議員がそういう意味で言ういろんなところから得た情報と、これはあえて言えば、どういう事業にどんなふうにも組み合わせることができるのかとか、そういうのなんかも一緒にやりたいと思っても、これは絶対できない。口ききしたというふうに言われそうな感じですよ。何度か出ていますが、議員の活動には制限をする。知事は言い放題という感じがしてならないんですけども、それで本当にいいのかどうかという、検討すべき内容がいっぱいあるのではないかと。こういう注釈をつけてもだめだと思うんです。「上記判断基準に該当しない、いわゆる要望、陳情、提言、意見」、これはどんなふうにして区別するのか、よくわからない。

○中村委員 皆さんの意見を聞くために発言をしましたが、というのは、我が自民党の会派では、かんかんがくがく党議で意見を聞いて、三役預かりになっているんです。きょうの委員会も踏まえた上で判断してお答えせないかんのだけれども、しかし、これはマスコミにも発表したわけですね。そして、施行が9月1日からでしょう。もう、はめられているわけよ。発表して、我々が徹底反対すると、議員が反対してつぶしたんだと、こう言われる。絶対言われると思う。これはさっき委員長が言ったようにレベルの低い話で、きょうの発言を聞いて判断して、皆さんにだめですよと言わざるを得なくなったと思う。ところが、言ったにしろ、これはとまらないんでしょう。もう記者発表もしました。内規だけれども、とまりませんと、こうなる。他県でもこういう内規なるものが果たしてあるのかどうか、それをひとつ教えてください。そして、これは、我々が反対したからといって今さら取り下げることにはできないのかどうか。

○加藤行政経営課長 他県の例ですけれども、内規で決めて記録公表しているところが本県以外に7県ございます。いろいろ御意見はいただきましたけれども、先ほどから言っていますように、陳情、要望等はこの対象にならないんだということは庁内に徹底していきますし、先ほどありました一企業ということになりましても、研究会とか地域産業のためになるような議論あるいは研究というのは、不当な働きかけに該当しないというふうに思います。

それから、不当なものは断ればいいんじゃないかということでもございました。当然そうもでございます。不当な働きかけをするほうが悪いし、それを受けるほうも悪いのでございます。ただ、

そういったものでも、ここで言いますように、不当なものが来ても議論すればいいということでございます。当然告知もして、その中で議論をするということでございます。それでもなおかつ不当だということを認めない、あるいは法令等に違反してもそういったものを職員に要求するというのであれば、職員が不当なことを行う羽目になりますので、そういった意味でこの制度そのものは維持したいというふうに考えております。

○中村委員 これは今さら引っ込めるつもりはさらさらないわけですね。とにかく内規として置きたい、引っ込める気はない、マスコミにも発表しているじゃないかということでしょう。

○加藤行政経営課長 今後、いろんな実績も踏まえて、改善すべき点がありましたら、それはしたいと思っておりますけれども、とりあえずはこれを庁内で施行していきたいと考えております。

○中村委員 そういうことなんです。だから、幾らここで議論をやったって、引っ込めませんよということ。議論の余地はないわけです。これを我々が徹底的にやり出したら、マスコミに今度は、こういうものを議会はつぶしたと言われたいと思います。

○新見副委員長 今の答弁で、この規定は動いている、撤回できないということであれば、せめて帳票だけは変えていただきたいと思っております。既に1カ月この規定で動いていますけれども、我々もこの1カ月間でいろんな要望なりお願い事をしました。ただ、それも要望等のほうで取り扱われていると思います。不当な働きかけと判断されるようなことのほうが逆に少ないのではないかと、要望のほうが多いんじゃないかと。それなのに、この帳票のタイトルが「不

当な働きかけ」が頭に来て、要望の帳票と兼ねているというのはいかんと思うんです。これは文書取扱規程でずっと残るんでしょう。その大半が要望等のほうだけだったら、帳票は変えて、不当な取り扱いのときだけ特別なゴム判を押すとか、そういう帳票にしたほうがいいのではないかなと思うんですけれども。

○加藤行政経営課長 御意見については検討したいと思っております。

○新見副委員長 これはぜひよろしく願います。

○中村委員 こういう論争になるようなことをつくる場合には、この場でこういうのをつくりたいがどうですかとお互いにやり合って、よりよきものをつくりましょうと築いていかないと、一方的につくって、内規でマスコミに言いましたからというんじゃないで、今からの県議会と執行部とお互いに何でもつくり合っていくといけないと思うんです。例えば余計なことだけれども、すぐ外部委員会をつくりたがる。あれも金出して何たら弁護士とかいろんな人を頼んでするんじゃないで、議会にやらせてみて、そしてそういう問題点は出していけばいいことを、外部委員会をつくらせてやっていく。私は今度、一般質問に立とうと思っている。それをやらないかんのだけれども、何でも外部委員会つくって金使って、そして金がありませんと。もつと我々と執行部の間が勉強し合って、情報を共有して、つくり上げていくようにせんと今からはいけないと思っておりますよ。

○米良委員 確かに今、皆さんがおっしゃるように、この取扱要領なり改正のことにつきましては、うちの自民党の党議の中でも大分議論をしました。これは出すべきではないという意見に達しておることは事実です。長いこと議員を

やっておりますと、その間にこれに類するものがあったかなかったかというのは別に置いといて、さっきから皆さんが言いますように、議会と執行部の皆さんたちというのは車の両輪ですから、何が発生するかわからんです。そして、我々は県民の代表としていろんなものを背中に背負ってここに来ている以上は、それに類するものあるいはそれに値するもの（聴取不能）をしておるわけです。それによって（聴取不能）しているわけです。黒木覚市委員からもありましたように、こういうものがよかれあしかれ表に出たときの我々の身分の処し方というのでも問われるかもしれないし、一覧表には個人が特定できるような情報は掲載しないと申しますが、我々に物差しを当てられたときに、県議会議員としての立場というのは出てくるわけで、これから先の我々の議会活動に専念していく一つの使命というのがだんだん薄れていく可能性もあります。そういうことをいつも気にしながら議会活動をやっていかなきゃならんということですから、この点についてはどうだろうか、ここまでは要望・陳情活動であって、これから先は口ききになるのかとか、いろいろそういうことを自分自身で思料して皆さんたちと話をしていかにゃいかんという、そういう不都合な場合が出てくるわけです。これを引っ込めないといふ今、加藤課長がおっしゃいましたけれども、それならそれで結構ですけれども、施行段階で今からどういう事象が来るかわかりませんが、恐らく大分の県教育委員会のあの事象から、あるいはさっきからいろいろ言われるように官製談合から、そういうものに端を発した一つの取扱要領だろうと思いますから、これから施行に当たって、総務部長、窓口を一つにして、あなたのもとでいろいろ判断をして、そしてそこ

から我々と、もし一議員のそういうのがあった場合のやりとりというか、判断というか、そこらあたりを一つに絞ってしたほうがいいんじゃないかと思う。各部各課でやったら、とてもじゃないが大変なことになると思うんです。これを引っ込めないということであれば、総務部長があなたのところでまとめて対応していくような方向で御検討願えませんか。そういうことになると、水かけ論ですからね。各部各課だろうと私も思ったんです。しかし、そういうことになったら、各部各課であったときに、恐らく示しが見つからないような状態になって、見苦しい状態になると思う。

○山下総務部長 この要領は、もともと私ども職員が独善的に仕事をするという意味では決してございませんで、今まで、るる御発言があったような陳情・要望なり、あるいはある意味では口角泡を飛ばすような議論、こういったものは、我々そういう立場におるわけでございますので、そういったことを避ける意味は全くございません。しかしながら、先ほど御発言ございましたように、これに本当に当たるような例は、極めてレアなケースだろうと私は思います。ただ、その判断を個々の職員に任せておくと、米良委員御指摘のように、いわゆる恣意性が出てくる可能性もございますので、最終的には、知事の答弁でも言ったかと思うんですけれども、当分の間は総務部で所属の判断も最終的には事前協議を経た上ですということをやりたいと思います。基本的にはこの要領でいきたいと思いますが、これまでいろいろ御指摘のあったような点等をまだ改める点がこの中であるようでございますので、その辺も踏まえて、恐らく制定早々に一部改正というところも出てまいりますが、取扱要領の解釈なりそういったことを私

どものほうで全庁的に示したいと思います。

○米良委員 これにかかわる職員というのは、4,000人、5,000人、職員みんなということの対象になるわけでしょうけれども、それでも結構ですけれども、ある程度こういう資料を出しながら、お互いに職員間の研修も必要じゃないかと思うんです。それは各部各課でも構いません。中野委員がいみじくもおっしゃいました。取り合はんければいいわけです。我々は、何か出てきたときは皆さんたちにすがりたい気持ちはあります。口ききとかそういうことは別にして、いろんな道路をつくってほしいとか、これをどうかしてくださいとか、こういうことを予算に上げなさいとか、そういうことを言いますよ。そういうことがどこまでこれに当たってくるのか、どこまで資料として考えられるのか、その辺の研修をお互いの意識として皆さんたちもぜひ積んでいただきたい。ぜひひとつお願いします。

○外山委員長 いろんな意見を単なるクレームというふうに聞かないで、恐らく皆さん方の中にも同感な意見も一部あると思うんです。きょうの意見を単なるクレームとは受け取らないで、少し運用を考えてもらったらと思っています。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西野財政課長 1点訂正をさせていただきたいと思います。私の説明の中で、健全化法の判断比率の連結実質赤字比率の関係で数字を申し上げました。赤字でないので比率は出ないが、具体的な数字はどれだけなんだという問いに対しまして、271億余りの数字を言ったと思いますが、誤りがございまして、正確な数字は271億1,748万円の黒字ということで、数値に誤りがございました。失礼いたしました。

○外山委員長 それでは、請願の審査に移ります。

請願第4号、請願第7号につきまして、執行部からの説明はございますか。

○加藤行政経営課長 特にございません。

○外山委員長 委員の方、その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆様にはお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時20分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

請願第10号の審査に移ります。

請願第10号「郵政民営化法の見直しに関する請願」について、何か御意見はございますか。

資料をお読みいただくということで請願第10号の審査を終了いたします。

採決についてでありますけれども、委員会の最終日に行うことになっておりますので、明日の13時30分としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後に、そのほか何かございませんでしょうか。

○井上委員 委員長報告もあるんですね。今出たみたいな委員会の、先ほど中野委員からも出ましたけれども、議会に諮らずにされるのが最近多くなって、そういうものに対して——例えば、議場で川添議員に対して言った発言とか、知事があるべきことではないんです。自分の思

いつきでやられるのかもしれませんけれども、
そういう点を委員長会議か何かでもいいですが、
議会から向こうに申し入れをすとか、やって
いただきたいと思います。

○中野廣明委員 新聞見ていたら、事務評価を
評価委員会か何かでやっているんですね。委員
会に前、何か出てきたですか。

○鳥飼委員 報告書は来ました。

○中野廣明委員 報告書をやって、個別にいい
とか悪いとか、そんなのあったですか。それを
して民間に、評価委員会か何か開いたんだらう
か。

○外山委員長 委員長報告についても明日また
御意見を賜りたいと思います。

○米良委員 今、井上委員が言った知事に対す
るのは総務政策常任委員会が一番いい。委員長
会議とかいうのは表に出てこない。知事の議会
に対する対応でしょう。

○井上委員 議長からきちつと言わせないと、
議場でああいうふうに言われたけれども……。

○外山委員長 以上で本日の委員会を終了いた
します。

午後 3 時 23 分散会

平成20年 9月30日（火曜日）

午後 1 時33分再開

出席委員（9人）

| | |
|---------|-----------|
| 委 員 長 | 外 山 衛 |
| 副 委 員 長 | 新 見 昌 安 |
| 委 員 | 米 良 政 美 |
| 委 員 | 中 村 幸 一 |
| 委 員 | 黒 木 覚 市 |
| 委 員 | 中 野 一 則 |
| 委 員 | 中 野 廣 明 |
| 委 員 | 鳥 飼 謙 二 |
| 委 員 | 井 上 紀 代 子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

| | |
|------------------------------|---------|
| 県 民 政 策 部 長 | 丸 山 文 民 |
| 県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ） | 渡 邊 亮 一 |
| 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長 | 土 持 正 弘 |
| 中 山 間 ・ 地 域 対 策 室 長 | 後 沢 彰 宏 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 総 務 課 主 幹 | 黒 田 涉 |
| 議 事 課 主 査 | 湯 地 正 仁 |

○外山委員長 委員会を再開いたします。

昨日の委員会に引き続きまして、委員のほうから、国土利用計画の案件について一部追加の意見なりがあるということで、採決の前に少し時間をとりましたので、早速、質疑をお願いし

たいと思います。

○中野廣明委員 国土利用計画がどういう位置づけかというのも十分承知しております。宮崎県全体を考えた場合に、県土を見ると、市街地——都市部、その中間にある中間層、そして中山間部、山間部というのがあるわけです。土地に対する問題は何かというと、森林法はいいとして、農地法というのがありますね。農地法の中でまた農振法というのがある。その問題は、今、集落が減っている。集落が減っているのにかかわらず、その集落内に、例えばサラリーマンの人がリタイアしてそこに住むかということ、これも規制されている。結局は、限界集落じゃないけれども、ああいうところは規制がかかっていないからいいけれども、農振地域というのは簡単に住めないという現実問題がある。もう一つは、みんな議員がそれぞれ課題として持っているのは、都市計画法の中の調整区域、この調整区域というのは、開発行為で規定された施設だけしか建設できない。自分の持ち物でありながら、自分が何もできないということです。

今、問題点は、国富に昭和45年に都市計画が入って、45年というのは、国富の町場の中にもまだ農地がいっぱいあった。そこに農家の人もいた。今言ったように全体的に農家が少なくなって、農地を管理すらできない。今そういうところはどうなっているかということ、草ぼうぼうになっているか、あるいは草を刈ったりしている。私が言いたいのは、都市部、いわゆる山の中じゃないですよ、都市周辺の集落の中で、農地でありながら農業をする人がいない。その土地をどうするかということ、手がつけられずに草ぼうぼうになっている。そういうところはどうなるかということ、景観を害するし、またそういうところが出てくると、物を捨てたりとか、迷惑な土

地にもなってくる。そういう土地については、これを見ると、未利用地という定義はあるけれども、要は、住民としてみんなが思っているのは調整区域です。結局国有地と一緒に、手がつけられん。今、農家の人も農業をやめたい、借金もあるけれども、売りたい、それすらできない。今後そういう土地については、国土利用計画、どう考えるのか。ただ、それをどうせいというのは、これでは都市計画法が既にあるから入れられんだろうけれども、県で国でそういう手もつけられん土地は草でも刈って景観をよくしてくれるか。私はこの間、写真を撮ってきた。ここまでブロックがして、こっちは町の中で家がある。こっちは調整区域で田んぼで手もつけられんから、セイタカアワダチソウで草ぼうぼうになっている。景観も悪くなる。結局そういう土地を今後どうするかという問題提起ぐらいはこれに入れるべきだと。どこかで問題提起せんと、都市計画法もおかしい。都市計画法の中身が、既に今の現実とするとおかしな条項がいっぱいあるわけです。そういうのも今後、直していかんといかんし、この中には単なる低・未利用地じゃなくて、国が法的に、県が法的に規制をかけた低・未利用地については今後どうするか、ほったらかして草ぼうぼうにしてどうするか、そこら辺の問題提起ぐらいはこの中に入れてもらいたい、そういう要望です。

○中村委員 都市計画法で線引きを決めるときに、どこの地域もそうなんだけれども、的確な市街化区域、調整区域の決め方がわからなかった。例えば集落があって、集落はあるんだけれども、税金が高いんじゃないかということで、ただそれだけの理由で調整区域にしてしまって、農家の長男ぐらいしか家を建てられない。Uターンして帰ってくるのに家を建てられない。そう

いう事態が起こってきた。そのままの状況で見直されることなく残っているわけです。それが一番問題であって、都市計画法を定めたときに、そういう線引きの中で市町村長も明確なことがわからずに、市街化区域、調整区域が、うち辺は調整区域でいいが、税金がかからんのでということで安易に決められたんです。その辺を今おっしゃるように見直して、この集落地域は調整区域だけれども、調整区域の役割を果たしていないのであれば、市街化区域に編入してしまえばいいと思う。この中でさっきおっしゃったセイタカアワダチソウやいろいろあるわけで、これをちゃんとしてやらないと、同じ規制をずっといつまでも昭和45年からかけていたのでは、おかしいじゃないかと、もっときめ細かい都市計画の見直しをしなくちゃいけないんじゃないかということをおっしゃっているんだろうと思うんです。都市計画法は県土整備部の管轄だろうけれども、それを県民政策部あたりが言って、本当に今、宮崎県でどういうふうな市街化区域、調整区域の状況になっているのか、農振地域はどうなのか、果たして優良農地が守られているのか、優良でないものが優良農地に組み込まれているのか、それは調査する必要がある。

○米良委員 大体、次長、おわかりと思うんです。第三次の国土利用計画なるものの施行、運用の段階において、例えば今2人が申しあげましたような、農業・農村を守っていくような、あるいは側に立った国土利用がなされておったかということの疑問を持つわけです。疲弊した農業・農村の皆さんたちを救っていくための農地の利用方法というのがなされていかないと、いつまでたっても今のままの農業・農村では、農地の利用方法ではだめだということを言いたいんです。強いていえば、そういうものを見放

したということではありませんでしょうけれども、あくまでも商業とか工業とか中小企業の側に立った国土利用ではなかったのかと。一番悩ましい農業・農村のファーマーの皆さんたちが抱えておる日ごろのそういうものを加味した利用計画、施行というのがなされてしかるべきじゃないかというのを言いたいです。お二人が述べたことと一緒にですけども、我々が一番感じるのはそういうことなんです。

○外山委員長 宮崎県版の計画がありますね。これを基本計画として、この応用の中でもってそういう個別対応できると、対応したいということだと思えますけれども、中野委員言われるのは、それが担保されるか、間違いないか、今までそれがなされてなかったようにあるから、文言というか、中にある程度明記できないかということの要求ですね。その辺のことを踏まえて、どういう対応ができるのかということをお話してください。

○丸山県民政策部長 資料をお配りしたいんですが。

○外山委員長 お願いします。

○後沢中山間・地域対策室長 今の各委員からの御指摘についてでございますけれども、まず、低・未利用地という言葉だけで片づけられているということもありましたけれども、昨日の委員会の場でも御説明させていただきましたけれども、お手元の新旧対照表の形になっているものをごらんいただきたいと思えますけれども、第三次計画と今回の第四次計画の比較という形で整理をしております。このうち、利用区分別の県土利用の基本方向を書いた部分でございますけれども、低・未利用地の活用方策をまとめた、抜粋したものでございます。

まず、三次計画のほうを見ていただきますと、

低・未利用地を都市的な部分と農山漁村ということに大きく分けておりますけれども、「農山漁村の耕作放棄地は、森林、農用地等としての活用を図るなど、それぞれの立地条件に応じて積極的に有効利用の促進を図る」というふうにされておりました、基本的には、耕作放棄地のようなところは、農用地、農業的な土地利用を頑張らせてやっていきなさいというふうに書いてあるにとどまると。それに対しまして、今般、第四次計画でございますけれども、「農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的、間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに」と、三次計画はここまででいわば終わっているわけですけども、「それぞれの地域の状況に応じて、施設用地、森林等、農用地以外への転換による有効利用の促進を図る」ということを言っております。ですので、今御指摘のような観点については我々としても認識をした上で、委員もおっしゃられたように、個別の制度についてなかなかこの計画で書き込めないものですから、方針としてここに新たに書き加えたということで委員のおっしゃる問題意識を表現しているというふうに我々は理解しているところでございます。

○中野廣明委員 「それぞれの地域の状況に応じて、施設用地、森林等、農用地以外への転換」、これは結局、開発行為の中で縛られているわけです。そうでしょう。この施設用地というのは、今の開発行為の中で病院とか小売店とか幼稚園とかそういうのはいいですよとか、そのことだろうと思うんです。私が言いたいのは、そういうのを個人的につくるような話じゃないわけ。個人的に持った土地を施設で買っていただければいいですよ。県が買っていただければいい。今そういう

う段階じゃないわけ。とにかく自分で息子の家をつくりたいといってもつくれん。私が言っている部分は、農地に促進するとかそんな話じゃなく、後継者がいなくて後の草刈りもできんようなところが方々に出てきている。

○渡邊県民政策部次長 そこは、施設用地、森林など農用地以外への転換ということではっきり書いてあるんです。農用地以外への転換なんです。これは例示でありまして、今、委員がおっしゃるような中身で、思想としては、中身としてはそういうことがあるんです。農用地以外への転換ということを書いてあります。そこが今回は非常に違っているところなんです。今までは農用地で積極的に活用しろよということだったんですけれども、ここは農用地以外への転換とはっきりうたってある。ここは一つ大きな前進といいますか、中野委員がおっしゃるような考え方でできると、表現されているというふうに御理解いただきたいと思います。

○中村委員 そうしたら、国土利用計画は農地法の分野までおろすのかということです。農地法の中で3条、4条、5条申請があるわけけれども、4条か5条ですね。その中で、先ほど言われた開発行為も同じだけれども、調整区域等の用に供するための施設、美容室とか小売店とか理容所とか、そういったものはいいですよというのはあるんです。ただ、それ以外の、今おっしゃるように息子のために、次男坊が帰ってくるから建てたいと、そこまで農地法も変えていかなければ、ここだけでうたってもらっても効果が出ないよということです。

○丸山県民政策部長 確かに、この計画案は総合的で、各個別法には具体的に言及していないんです。これは総合的な計画でビジョンですから当然なんですけれども、第三次から四次に対

して社会情勢の変化によったところは、先ほど後沢室長が説明したように、表現も変えております。しかし、何回も言いますけれども、個別具体的なもの、言われました都市計画法とか農地法とか森林法、これは全国一律の法律ですから、宮崎県がどうのこうのと言える話では当然ないわけです。それを個別具体的に適用するときに、当然ですけれども、地域の実態に応じた運用をしていただくよう、今、話がございましたように、もちろんその地域の実情は千差万別で変わっているでしょうけれども、その土地あるいはその背景に応じた土地の利用ができるよう、これをもとに我々県民政策部としては、そういう各個別の所管をしている法律の部署に、きのうも私、最後に申し上げましたように、調整を図りながら、地域に応じた土地利用を図っていく、これが県民政策部としての基本だろうと思っています。

○中村委員 本当にそれがなされればいいんですよ。国土利用計画の中に書いてあるように、都市計画法があり、農振法があり、森林法があり、この中にいろんな法律がぶら下がっているわけね。この下の法律までこの条文を、いい条文だけれども、これを及ぼすことができるのかということが問題なんです。これがちゃんと徹底されないと、部長がおっしゃったように、国の農地法だから、国の森林法だから、これは変えられませんということになると、いわゆる絵にかいたもちになってしまう。

○丸山県民政策部長 それは、私が言った後半の部分で地域の実情によって運用をさせていただくということになると思うんです。話が飛びますけれども、結局その法律が全国一律に網かぶっているから、そういうことで地方分権が議論がされているんです。そういう問題意識は我々

は十分持っています。

○中野廣明委員 この文言だったら、今の状態で何ぼでも言いわけができると思う。宮崎県の国土利用計画があって、これが法律になるとは思っていない。ほかの農政水産部、都市計画課、ここら辺がこれに基づいて、こう書いてあるからもうちょっと見直さんといかんじゃないかという指針には弱過ぎるということ。もうちょっと問題提起を——さっきから言っているように、個人の土地が法で縛られて、売りもできん、買いもできん、家もできん。それだったら、未利用地でようせんかったら、国や県の金で草刈ったりとかちゃんと景観上やりなさいと。そこは何もせんでおって、ただ縛っておって、こういう言い方では、とにかく地域は家を建てるにも簡単に建てられん。ここの言い方はもうちょっとそれに沿ってみんなが意識するような、我々もこれがあって何でそんなことがあるのかと言えるぐらい強く、だから問題提起でいいわけ。そこをもうちょっとしっかり書いてくれという言い方です。

○米良委員 きのういただいた委員会資料の8ページの③にありますね。全国計画、都道府県計画及び市町村計画から成るといふ、市町村の計画から成るといふ部分、これが一番大きなウェートを占めるし、大きな意義があると思うんです。市町村長を中心としたこの計画の国土利用の見直しとか、施行の段階においては市町村はどこまでどういう形でここに出てくるわけですか。私たちはここが一番気になる場所です。市町村の計画とかいうのが、それが生かされて初めてその地域の農業・農村の皆さんたちが介入してくるわけでしょう。皆さんたちが主体性を持ってやられるというのはわかりますけれども、一番は、施行の段階では市町村です。地域

の農業・農村の皆さんたちがいろいろ考えていることが市町村の皆さんに吸い上げられて、そして施行していくということでしょうから。一番悩ましいところの市町村、その地域の農業・農村の皆さんたちの意見というのがどこで出てくるということ、その辺が一番気になる。市町村の計画を、そういうのを前提にして出しなさいと言われる場所があるのかどうかということです。

○後沢中山間・地域対策室長 今の御質問は、市町村計画が……。

○米良委員 計画の段階でそういうことが持たれるんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 市町村計画が確実につくられるのかということですか。市町村計画につきましては、法律上はつくることができるというふうになっておりますので、あくまで必ずつくれという制度にはなっておりませんが、県内ですと、現行で30市町村のうち25市町村がつくっているということになっておりまして、そのときには各市町村で、県計画というものも基本としていますけれども、地域の実情に即してしっかりつくっているという状況でございます。

○米良委員 皆さんたちがこういうのを県の計画で市町村におろす場合に、市町村の実態はどうなんですか、こういうことも悩ましい問題として派生しているでしょうと前もって計画を出されるのと、こういうことで5年間、10年間いきますわとぽっと出される場合と、大きな差があると思うんです。我々が今いろんな意見を言っていることを前提として市町村には流すというのが、私は条件として欲しいんです。言い方が下手ですけども、わかりますか。

○後沢中山間・地域対策室長 県計画と市町村

との関係ですけれども、まず一つは、計画の策定段階で案がだんだんでき上がっていくので、3回、市町村のほうから意見を聞いております。ことしですと5月ですけれども、計画の案が大体でき上がってきたあたりで、市町村の担当者に対して、この計画の趣旨ですとか、それぞれのいろんな方針が書いてございますけれども、その根本にある問題意識とか、そういうものについては説明しているところがございます。そのときに市町村のほうからいろいろ質問をもらったりしながら、それに対して我々のほうで答えて、理解と浸透を図っているという取り組みをしております。

○渡邊県民政策部次長 休憩いただけますか。

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時0分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

○中野廣明委員 きのように、県土の利用に関する基本構想、県土利用の基本方針、本計画における課題としての土地需要の量的調整、この一番下に、「土地利用転換は慎重な配慮のもと計画的に行う」と。今、私が言っている調整区域を県とか町で具体的に活用ぐらいしてくれればいいわけです。それこそ草刈り賃もなしで、ただ制限されて、個人の1反2反というのは計画的に使うとか使わんとかそんな話じゃないわけです。今回言いたいのは、国土利用計画では、とにかくそういう問題をここでしっかり問題提起だろうと思うんです。法の矛盾とか、そのために地域住民が、自分の土地を有効利用できん人たちがかなりおるわけです。それをそのままほっておっていいのかと。せめて問題提起ぐらい国土利用計画にやらんとおかしいと。

○黒木委員 農地は税金を安くして守られている分もあるんです。農地の場合は、固定資産税が10アール当たり1,500円か2,000円です。私の地区で、私も調整区域内にいますが、雑種地に変えたとする。2万円以上するんです。10倍以上上がってしまうんです。今言うように、変えることも大事だけれども、その辺をどうするかという市町村の意見は大事なんです。農地でおけば、わずかな農地だけれども、税金は安いと。利用計画というのは、きちっと出していければ、税金が上がったってうまく利用計画ができればいいです。無造作にそれを変えると、固定資産税がばっと10倍以上に上がってしまう。ここに両方悩ましいところがあるんです。市町村の意見というのをその辺でもうちょっと聞かずにやいかんと思うんです。市町村の意見が余り出ていないんですけれども、利用計画というのは、調整区域が今、一番、問題化されているということは気にしています。

○外山委員長 今の意見、その部分をここに追加というか、入れ込みができるのかできないのかというところを議論しないと、いつまでたっても終わりませんので、中野委員言われたような、踏み込んだ、調整区域に特化したような文言が可能なのかどうかということですね。そこに入ったほうが、でない、いつまでも市町村を言っても終わりませんので、今回そこが問題ですから、どんなものでしょう。

○丸山県民政策部長 協議させていただく時間が必要ですので、30分程度休憩をお願いできますでしょうか。

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時7分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

議案のほうは、再度執行部が入ってまいりまして最後に回しまして、請願のほうを先に諮りたいと思います。個別にやったほうがよろしいですね。

まず、請願第4号でございますが、「高鍋土木事務所存続に関する請願」は継続となっておりますが、この取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 継続審査との意見がありましたので、継続審査とすることをお諮りいたします。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致により請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」につきましては、どのように取り扱いましょうか。今のところ継続になっております。御意見ございますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 挙手多数によって請願第6号は継続審査とすることに決しました。

次に、請願第7号「串間土木事務所存続に関する請願」の件でございます。今のところ継続審査となっておりますが、どのように取り扱いますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第7号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致によりまして請願第7号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号、今回新規の請願でございますけれども、きのう資料を配付いたしました「郵政民営化法の見直しに関する請願」につきまして、どのように取り扱いましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 請願第10号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りをいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、請願第10号の賛否をお諮りいたします。

請願第10号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致によりまして請願第10号は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決を行います。

議案につきましては、議案第17号を除き、他の4件につきまして、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第1号、第3号、第8号、第9号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第3号、第8号、第9号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後3時47分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

休憩中の執行部の検討結果を御報告願います。

○丸山県民政策部長 長い間お待たせいたしました。申しわけありません。

先日、それと先ほど、委員の方からいろんな意見を賜りました。当然それについては真摯に受けとめさせていただきます。この国土利用計画はビジョンとか構想ですので、個別具体的には法律に基づいて実際の運用がなされるわけにありますけれども、その運用、適用につきまして、私どものほうでイニシアチブをとりまして、調整、指導してまいります。そういうことで御理解を願いたいと思っております。以上であります。

○外山委員長 ということでございますので、後は委員の協議にしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○中村委員 先ほども申しましたように、都市計画法とか森林法、自然公園法、いろいろありますね。ずっと追いかけていくと、例えば都市計画、開発許可等が書いてある。開発許可等の中にも、またその下に埋蔵文化財の問題とかい

るんなのがある。埋蔵文化財だって、事業者責任で県が金を出すわけじゃないし、開発行為する人が金出して埋蔵文化財の発掘をせないかん。下のほうにぶら下がっているものが、もろもろ関連関係法令が全部あるんです。ここら辺が検討されて、もっと風通しのいい法に改正しないといけないと思います。それは要望しておきます。

○外山委員長 その他はよろしいですね。

結果につきましては、委員で協議しますので、執行部の方々はこれで結構でございます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後4時8分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

まず、懸案の議案第17号「国土利用計画の変更について」の件でございますが、当委員会として附帯決議を提出するということで決をとりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、議案第17号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、原案のとおり可決いたします。なお、附帯決議をつけるという条件つきでございます。

次に、意見書についてであります。先ほど請願第10号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。お手元に配付の意見書案について何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。
意見書案につきましては、案文のとおりとし、
当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議ございませんので、その
ように決定いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた
します。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」に
つきましては、継続審査としたいと思いますが、
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議ありませんので、この旨、
議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります
が、委員長報告の項目として特に御要望等ござ
いますでしょうか。

○中野一則委員 さっき委員長が言われました
いろいろと議会、委員会を軽視するところが多々
ありますので、その辺を厳しく戒める文言を入
れてください。

○中村委員 東国原県政になってからその傾向
が強いと。

○外山委員長 その辺もそこまで入れるかどう
かは検討いたします。

今回は議論がいっぱいありましたから、結構
踏み込んだ委員長報告ができると思います。少
し厳しい内容にしたいと思っています。

では、委員長報告につきましては、正副委員
長に御一任いただくことで御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 11 分休憩

午後 4 時 17 分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会につきましては、11月4日の
開催ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、以上で委員会を終了
いたします。

午後 4 時 17 分閉会